

# 第2期

## 埼玉県再犯防止推進計画

令和6年度～令和8年度  
(2024年度～2026年度)



令和6年3月  
彩の国  埼玉県



## ごあいさつ

本県では、令和3年に「第1期埼玉県再犯防止推進計画」を策定し、県と国等との適切な役割分担を踏まえ、県としての再犯防止等に関する施策を効果的に推進していくため、様々な分野にわたる再犯防止施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

本県の刑法犯検挙人員に占める再犯者の数は、令和元年には5,657人でしたが、令和4年には4,687人となり、着実に減少しています。

一方で、再犯者の割合で見ると、近年は5割前後の状況が続いています。

犯罪をした人等の中には、貧困や疾病、薬物への依存、家庭機能の不全、学校の退学など様々な生きづらさを抱えている人が多くいます。

また、高齢者や障害者、住居や就労先がない人など、支援が必要にも関わらず十分な支援を受けられないまま再び犯罪に手を染めてしまう場合も数多く見受けられます。

再犯を防止するためには、犯罪をした人等が地域社会で孤立しないよう、それぞれが抱える課題を社会全体で解消し、円滑な社会復帰を支援していくことが重要です。

そこで、県・国・民間協力者等がより一層の連携を図り、取組を更に推進していくため、「第2期埼玉県再犯防止推進計画」を策定しました。

第1期計画からの継続的な課題に取り組むとともに、犯罪をした人等への「息の長い」支援を確保するためのネットワークづくりなど新たな取組を進めることにより、「犯罪をした者等を含めた全ての県民が安心・安全に暮らすことができる社会の実現」を目指してまいります。

施策の推進に当たっては、県民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月



# 埼玉県知事 大野元裕

# 埼玉県再犯防止推進計画

I	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の施策展開	2
4	計画の期間	2
5	SDGs（持続可能な開発目標）の視点を生かした取組の推進	3
II	本県における再犯防止を取り巻く状況	4
1	刑法犯認知、検挙状況	4
2	検挙者に占める再犯者の状況	4
3	矯正施設の入所者等の状況	5
III	成果指標等	6
1	再犯の防止等に関する施策の成果指標（全体目標）	6
2	再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標	6
IV	施策の展開	8
1	就労・住居確保のための取組	8
	（1）就労の確保	8
	（2）住居の確保	11
2	福祉・保健医療サービス利用促進の取組	14
	（1）高齢者又は障害者等への支援	14
	（2）薬物依存を有する者への支援	17
3	非行の防止と修学支援の取組	20
4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導のための取組	24
5	民間協力者の活動促進、広報・啓発活動推進のための取組	27
	（1）民間協力者の活動促進	27
	（2）広報・啓発活動の推進	30
6	地域における関係機関が連携した取組の推進	33
V	計画の推進体制	35
1	関係機関・関係者との連携協力	35
2	庁内の実施体制	35
	資料編	36
1	再犯の防止等の推進に関する法律概要	36
2	第二次再犯防止推進計画概要（国）	38
3	関連取組一覧	39
4	第2期埼玉県再犯防止推進計画策定委員会	43
5	用語集	44

# I 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

- 本県の刑法犯認知件数は年々減少し、令和4年は約4万2千件となり、最も多かった平成16年の約18万1千件と比較すると約77%減少しています。
- 一方で、令和4年の県内の刑法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は49.0%であり、刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況になっています。
- 犯罪をした者等の中には、貧困や疾病、薬物への依存、家庭機能の不全、学校の退学など様々な生きづらさを抱えている者が多くいます。
- また、高齢者や障害者、住居や就労先がない者など、支援が必要にも関わらず十分な支援を受けられないまま再び犯罪に手を染めてしまう場合も数多く見受けられます。
- 誰もが安心して暮らすことができる社会を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした者等が抱える課題を社会全体で解消し、再犯を防止していくことが重要です。
- そのため、県では令和3年に3か年計画として「埼玉県再犯防止計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、国との役割分担を踏まえ、県が取り組む施策を明確にし、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援することで再犯の防止に取り組んできました。
- その結果、刑法犯検挙者中の再犯者数を令和5年に4,978人以下とするという第1期計画で定めた目標を1年早く達成するなど一定の成果をあげています。
- そこで、第1期計画に基づく施策により、国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能し始めた再犯の防止等に向けた取組を更に推進していくため、第2期埼玉県再犯防止推進計画を策定するものです。

## 2 計画の性格

- 本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として位置付けられます。
- また、埼玉県地域福祉支援計画や高齢者支援計画、障害者支援計画などの関連する県計画との整合性を図りつつ策定しています。

### 3 計画の施策展開

---

- 国の第二次再犯防止推進計画に設定された5つの基本方針及び7つの重点課題を踏まえ、県の実情に応じて、次の6つの施策に取り組みます。

#### 国の基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

#### 国の重点課題

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
- ⑤ 民間協力者の活動の促進
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

#### 県の施策

- ① 就労・住居確保のための取組
- ② 福祉・保健医療サービス利用促進の取組
- ③ 非行の防止と修学支援の取組
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導のための取組
- ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動推進のための取組
- ⑥ 地域における関係機関が連携した取組の推進

### 4 計画の期間

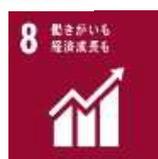
---

- 令和6年度から令和8年度（2024年度から2026年度）までの3年間とします。

## 5 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を生かした取組の推進

- 国際的には豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組みが進められています。
- 持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年（2015年）9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられたもので、先進国を含めた国際社会が2030年までに取り組むべき17の目標です。
- この中には、「目標3 すべての人に健康と福祉を」や「目標4 質の高い教育をみんなに」などといった再犯防止に関連した目標も含まれており、法務省の再犯防止対策では、次の6つの目標を設定しています。
- 本県の再犯防止に係る施策においても、この6つのSDGsの達成を目指して取組を推進していきます。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

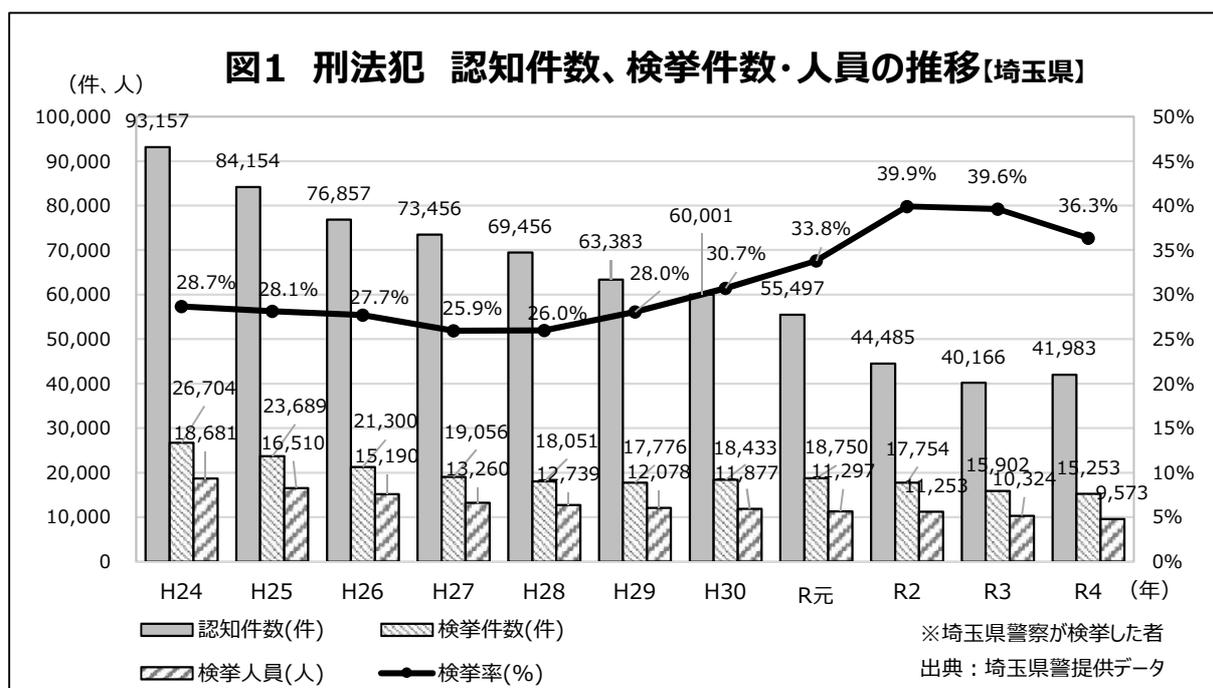


## Ⅱ 本県における再犯防止を取り巻く状況

### 1 刑法犯認知、検挙状況

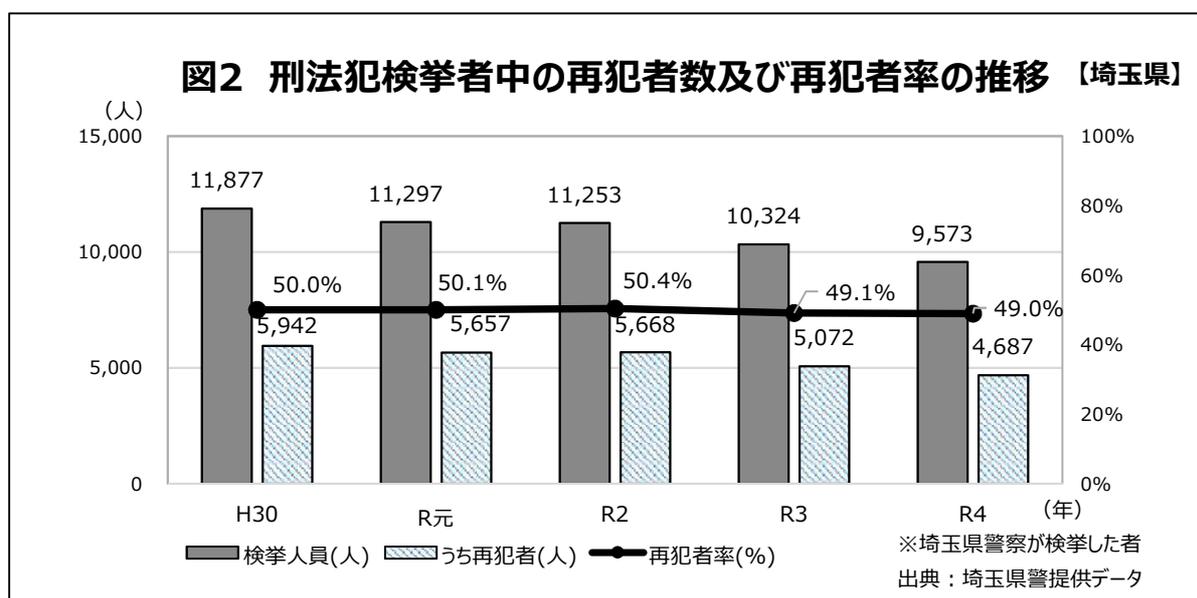
本県の刑法犯認知件数は年々減少し、令和4年は約4万2千件となり、最も多かった平成16年の約18万1千件と比較すると約77%減少しています。

また、検挙件数は約1万5千件で、検挙人員は約9千6百人となっています。



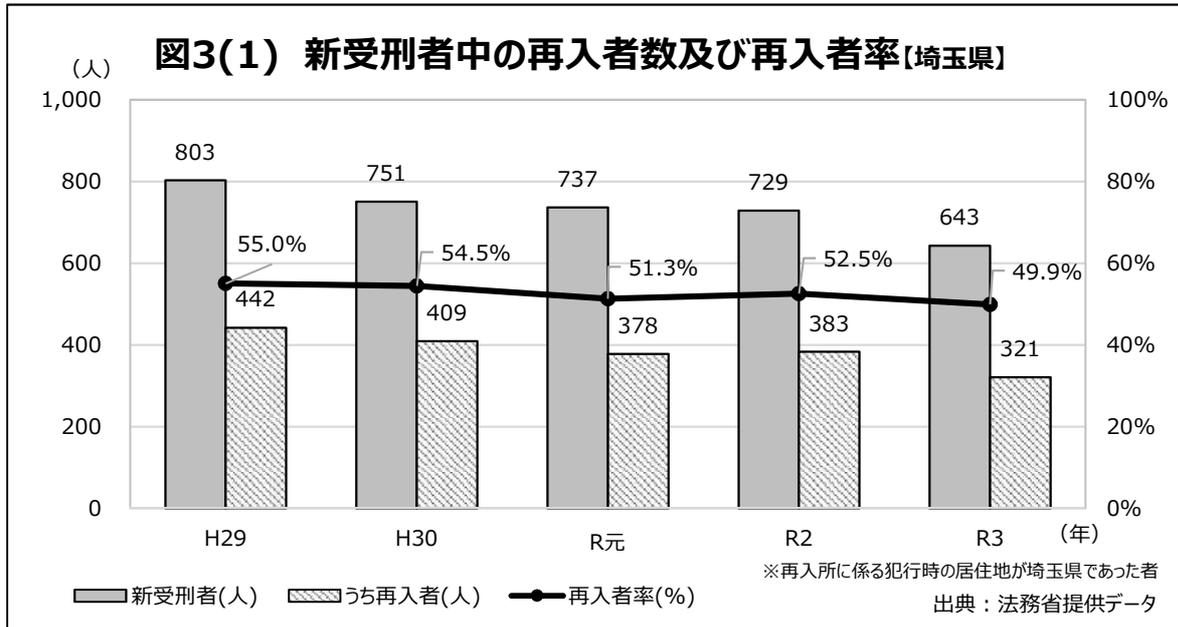
### 2 検挙者に占める再犯者の状況

県内の検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）は、5割前後を推移しています。

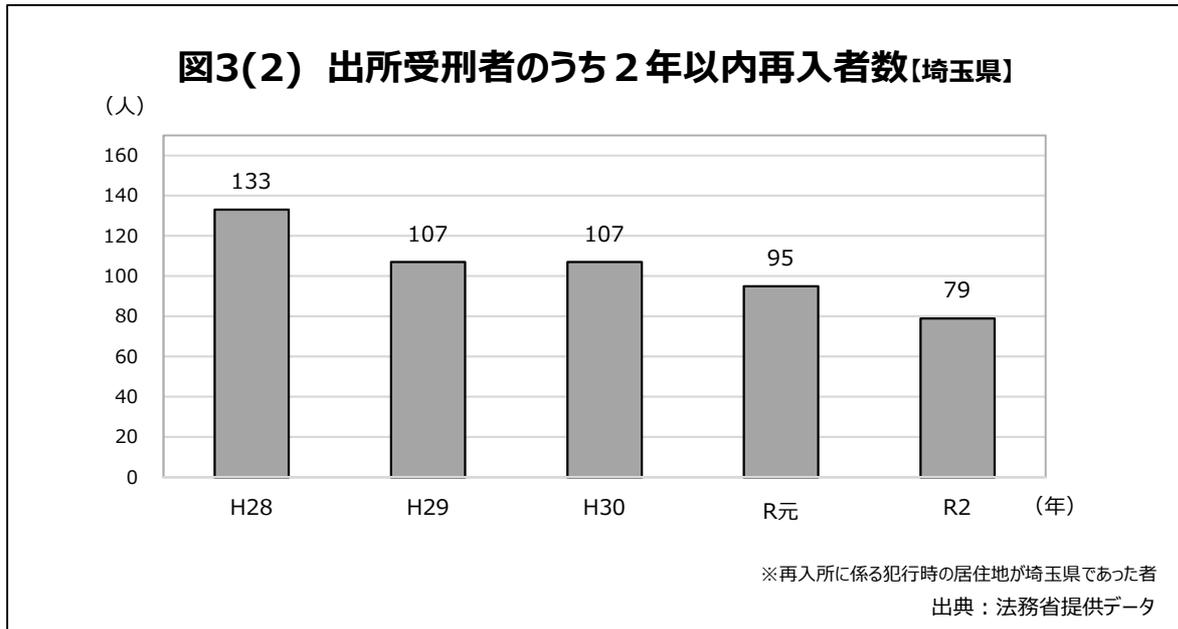


### 3 矯正施設の入所者等の状況

矯正施設における新受刑者のうち再入者の割合は5割前後で推移しています。



令和2年出所受刑者の2年以内の再入者数は79人となっています。



### Ⅲ 成果指標等

#### 1 再犯の防止等に関する施策の成果指標（全体目標）

- 本県の刑法犯検挙者における再犯者数4,687人（令和4年）を基準として、計画終了年度までに563人（※12%）以上の減少を目指すこととし、その達成に向けて施策を展開し、達成状況を検証します。

成果指標名	基準値	目標（令和8年）
刑法犯検挙者中の再犯者数	4,687人	4,124人以下 （563人以上の減）

（埼玉県警提供データ）

- ※ 過去5年の平均増減率（年平均約4%減）に計画の期間3年を乗じて算出。

#### 2 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

- 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するため、次の数値を参考指標とします。

参考指標名	基準値
-------	-----

##### （1）就労・住居確保のための取組

###### ①就労の確保

協力雇用主数	768事業所（令和5年4月1日）
--------	------------------

（法務省提供データ）

###### ②住居の確保

セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）の登録戸数	49,823戸（令和5年4月1日）
-----------------------------------	-------------------

（県住宅課提供データ）

##### （2）福祉・保健医療サービス利用促進の取組

###### ①高齢者又は障害者等への支援

地域生活定着支援センターにおける出所者への相談・支援件数	182件（令和4年度）
------------------------------	-------------

（地域生活定着支援センター提供データ）

###### ②薬物依存をする者等への支援

保健所や県精神保健福祉センター等における薬物に関する相談件数（さいたま市・中核市を除く）	313件（令和4年度）
--	-------------

（県薬務課提供データ）

### (3) 非行の防止と就学支援の取組

刑法犯少年の再犯者数	239人（令和4年）
------------	------------

（埼玉県警察提供データ）

### (4) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導、実施のための取組

刑法犯成人検挙人員中の同一罪名有前科者の人数	
傷害・暴行	229人（令和3年）
窃盗	687人（令和3年）
性犯罪（強制わいせつ・強制性交等）	12人（令和3年）

（埼玉県警察提供データ）

### (5) 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動推進のための取組

#### ①民間協力者の活動促進

保護司人数	1,466人（令和5年4月1日）
更生保護女性会員数	4,683人（令和5年4月1日）
BBS会員数	65人（令和5年1月1日）
少年警察ボランティア人数	765人（令和5年7月1日）

（法務省、埼玉警察提供データ）

#### ②広報・啓発活動の推進

「社会を明るくする運動」参加人数	30,314人（令和4年）
------------------	---------------

（法務省提供データ）

## IV 施策の展開

本計画に掲げる成果目標を達成するため、次の施策に取り組みます。

### 1 就労・住居確保のための取組

#### (1) 就労の確保

##### 現状と課題

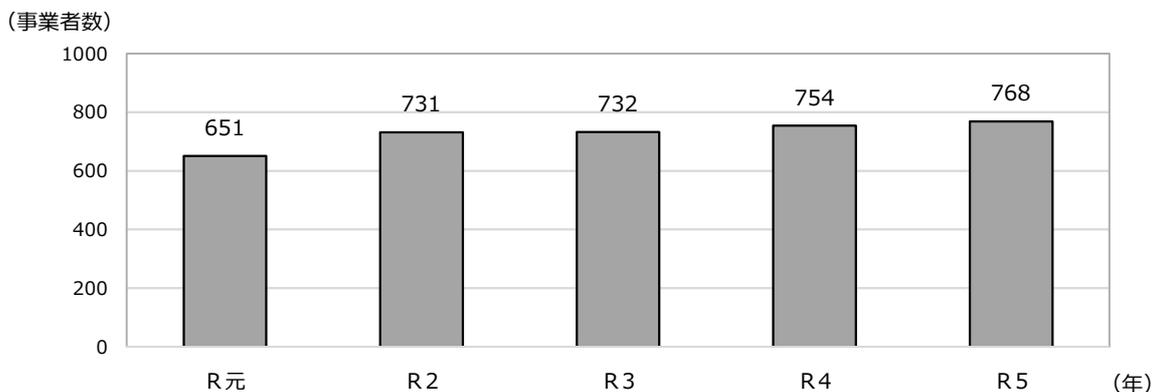
不安定な就労が再犯の要因となっていることに鑑み、県では、刑務所出所者等の雇用を促進するための協力雇用主に対する優遇措置や就職に必要な知識や技能を習得するための職業訓練に取り組んできました。また、国等の関係機関においては、職業訓練や協力雇用主に対する奨励金の支給、矯正施設入所中から就職及び就職後の職場定着までの継続的な支援に取り組んできました。

その結果、犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける「協力雇用主」の数が第1期推進計画策定時に比べて増加するなど着実に成果を上げることができました。

しかしながら、依然として、保護観察終了時に無職である者は少なくないこと、雇用後に人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないという課題があります。

これらの課題に対応するため、求職時及び就職後を通じた継続的な支援とともに、幅広い業種の協力雇用主による雇用を促進する取組を更に充実させる必要があります。

図4 協力雇用主数(埼玉県)



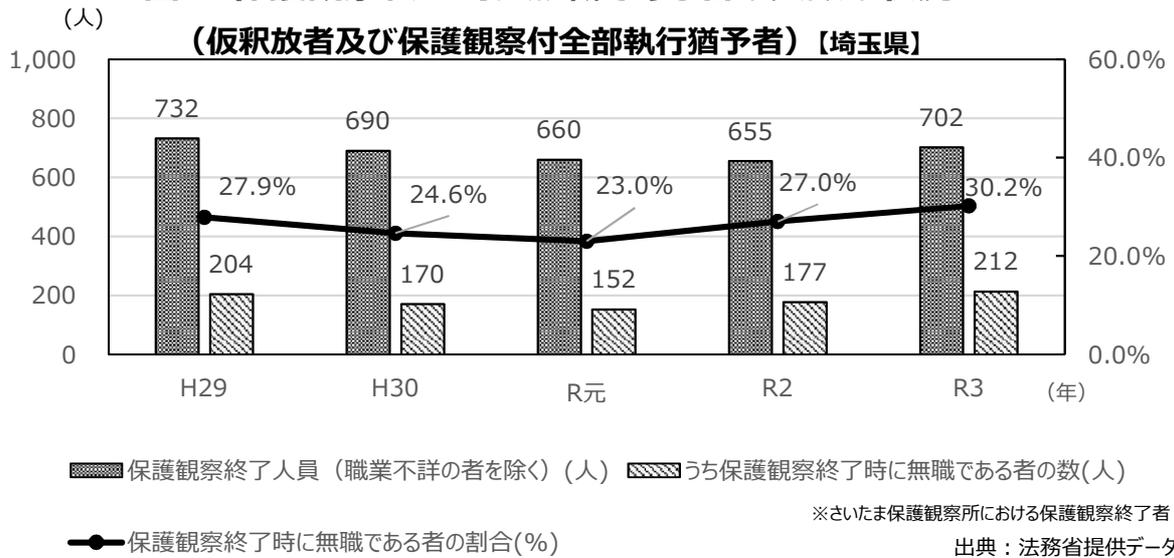
令和5年業種別雇用主数

	製造業	建設業	飲食業	医療・福祉業	サービス業	卸小売業	運送業	電気・ガス・水道工事	農林漁業	その他	計
雇用主数(人)	18	488	10	29	52	14	62	41	3	51	768
割合(%)	2.3%	63.5%	1.3%	3.8%	6.8%	1.8%	8.1%	5.3%	0.4%	6.6%	100%

出典：法務省提供データ

図5 保護観察終了時に無職である者の人数の状況

(仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者)【埼玉県】



県の主な取組・支援

- 保護観察対象少年を会計年度任用職員として雇用し、将来の就労につながるよう支援します。
- 協力雇用主による刑務所出所者等の雇用を促進するため県の建設工事等入札参加資格審査において、協力雇用主に対する優遇措置を実施します。
- 市町村担当者会議等を活用して協力雇用主に対する入札参加資格優遇措置を実施する市町村の拡大に努めます。
- 就職に必要な知識や技能を習得するための実技を中心とした職業訓練を実施します。
- 直ちに一般就労することが困難な生活困窮者に対して、個々の能力や状況等に応じ、生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業や就労訓練事業を実施します。
- 障害者就業・生活支援センターにおいて、就職を希望している障害者や職場定着が困難な障害者を対象に、就業面と生活面の一体的な相談などの取組を支援します。

## 国等の主な取組・支援

- 矯正施設、保護観察所、公共職業安定所等が連携し、刑務所出所者等総合就労支援対策を実施することにより、矯正施設入所者や保護観察対象者等に対して、職業相談、職業紹介等を行います。
- 刑事施設では、刑務作業・職業訓練・改善指導等を通じて、勤労の習慣に加え、受刑者に職業的知識及び技能を付与します。
- 保護観察所では、多様な協力雇用主の開拓とともに、就労継続に必要な生活指導等を行う協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金の支給や身元保証人を確保できない刑務所出所者等に係る身元保証制度など協力雇用主に対する支援を行います。
- 保護観察所では、民間事業者に委託し、矯正施設入所中から就職及び就職後の職場定着まで継続的な支援を行う「更生保護就労支援事業」を実施します。
- コレワーク関東（東京矯正管区矯正就労支援情報センター室）では、刑務所出所者等の雇用を検討している事業主に対し、雇用ニーズにマッチする者を收容する矯正施設を紹介する雇用情報提供サービス、矯正施設での採用手続きを幅広くサポートする採用手続支援サービス、各種支援制度の窓口のご案内や矯正施設の見学会等のご案内する就労支援相談窓口サービス等を提供します。
- 少年鑑別所（法務少年支援センター）では、コレワーク関東（東京矯正管区矯正就労支援情報センター室）と連携し、刑務所出所者等の職業適性等の把握や職場定着のための助言を行うなど雇用に係る手続をサポートします。
- 矯正施設や保護観察所では、就労と福祉の狭間にある刑務所出所者等の就労を促進するため、農福連携に取り組む企業・団体や障害者雇用に取り組むソーシャル・ファーム等と連携します。

## (2) 住居の確保

### 現状と課題

再犯防止推進白書によると、適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率は、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっています。このことから地域社会で安定した生活を送るためには住居の確保が不可欠であり、再犯を防止する上で重要なものとなっています。

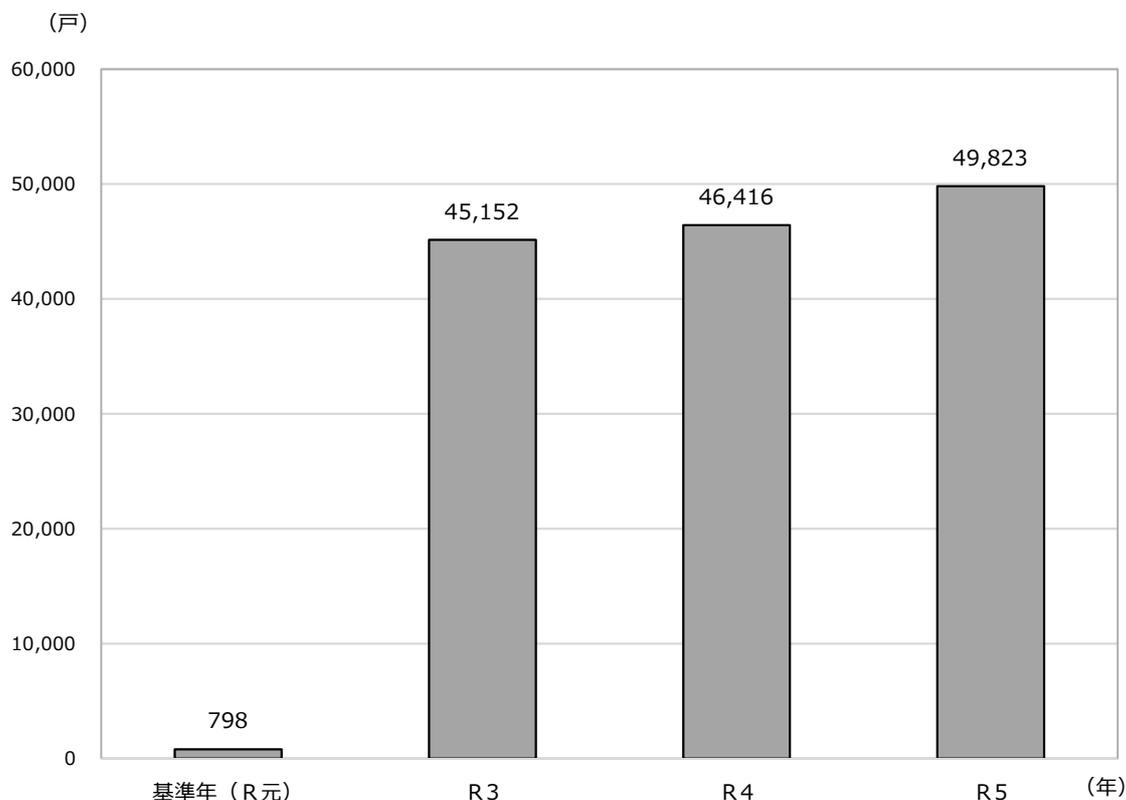
県では、低額所得者や更生保護対象者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録促進や県営住宅の提供に取り組みました。また、国等の関係機関においては、釈放後の帰住先がない方へのシェルターの提供や入口支援、特別調整に取り組んできました。

その結果、セーフティネット住宅登録戸数は、大幅に増加し49,823戸になりました。また、出所受刑者の2年以内再入者数、再入率が減少するなど、一定の成果を上げています。

しかしながら、依然として、適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所している満期釈放者がいることや、出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進まないなどの課題もあります。

これらの課題に対応するため、今後も地域社会での定住先の確保や更生保護施設退所後の継続的な支援に取り組んでいく必要があります。

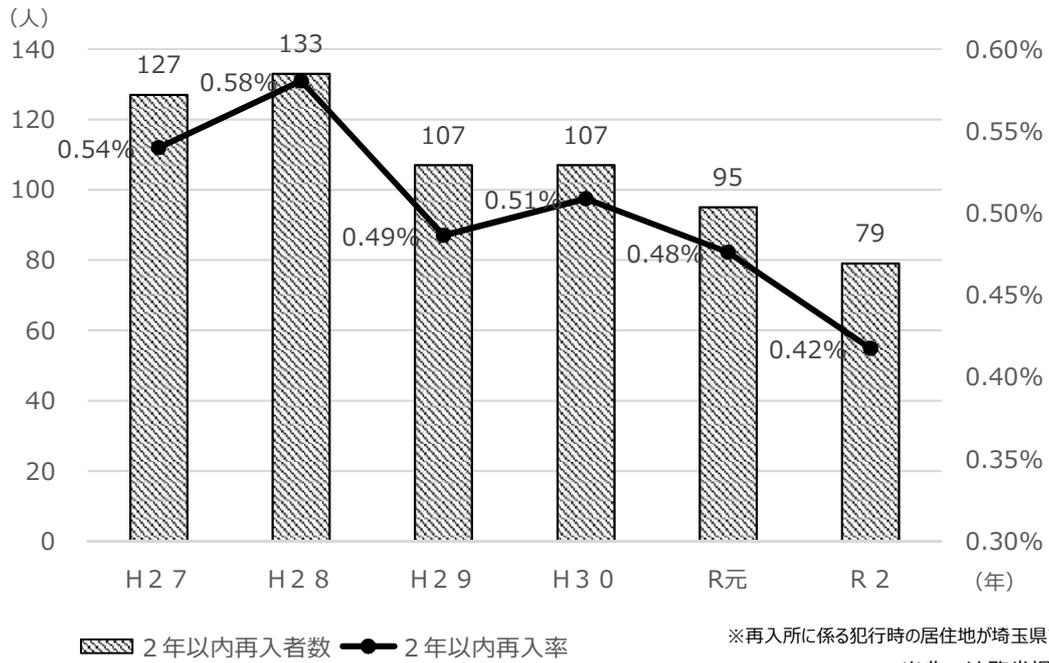
図6 セーフティネット住宅戸数【埼玉県】



出典：住宅課提供データ

図7 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率

【埼玉県】



全出所受刑者数（図7母数）

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
23,523人	22,909人	21,998人	21,032人	19,953人	18,923人

#### 県の主な取組・支援

- 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「住宅セーフティネット法」という。）」に基づく居住支援法人の指定促進に努めます。
- 低額所得者や更生保護対象者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない「セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）」の登録促進に努めます。
- 住宅に困窮する低額所得者に対して県営住宅を提供します。
- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居に協力する不動産事業者（「あんしん賃貸住まいサポート店」）の登録促進に努めます。

#### 国等の主な取組・支援

- 保護観察所では、更生保護施設等への委託、高齢者や障害者に必要な支援を行う入居支援や特別調整を実施します。
- 保護観察所は、住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人との連携を強化し、保護観察対象者等の地域での安定的な住まいの確保に努めます。
- 埼玉弁護士会では、同会が制定した社会復帰支援委託援助制度に基づき、釈放後の帰住先がない被疑者・被告人に対して、釈放後一定期間生活できる居場所（シェルター）を提供し、生活再建の支援をします。

## 2 福祉・保健医療サービス利用促進の取組

### (1) 高齢者又は障害者等への支援

#### 現状と課題

犯罪白書によると、出所受刑者の2年以内再入率は高齢になるほど高くなり、65歳以上の区分では約20%の再入率となっています。また、知的障害のある受刑者は、再入者全体と比べると、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています。

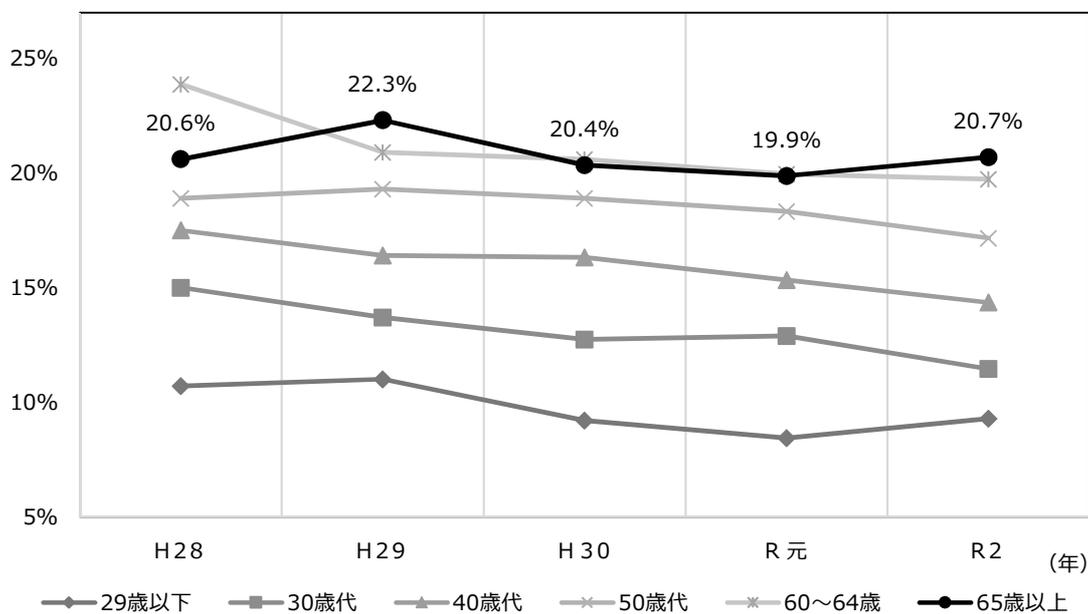
こういった状況を踏まえ、県では、矯正施設の入所者及び出所者等のうち高齢者や障害者など福祉的支援を必要とする者に対し、福祉サービス受給に向けた相談・調整や支援対象に応じた福祉サービスの提供に取り組んでいます。また、国等の関係機関においては、高齢者や障害者に対して、満期出所者、起訴猶予者等に対する更生緊急保護や矯正施設入所者に対する特別調整により、福祉・保健サービスの利用に向けた調整をしてきました。

一方で、福祉・保健医療サービスが必要であるにも関わらず、本人が支援を希望しない場合など、適切なサービスが提供されずに再犯につながる例も見受けられます。

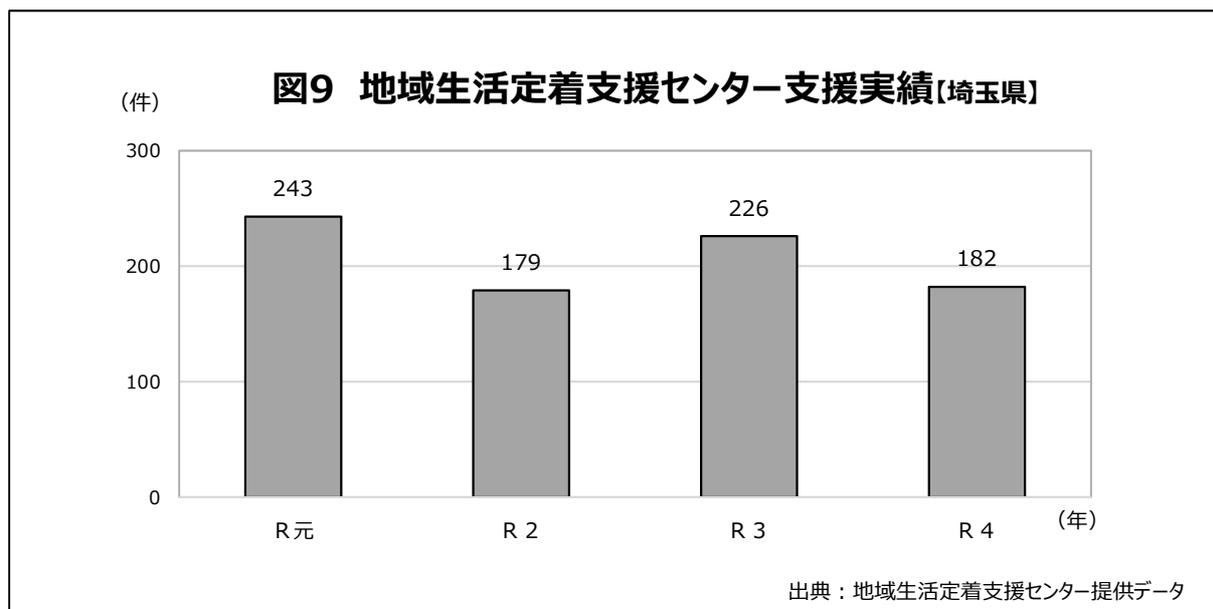
そのため、必要な支援が行き届くよう、関係機関の連携を更に強化して支援の充実を図る必要があります。

図8 出所受刑者の2年以内再入率の推移（年齢別）

【全国】



出典：犯罪白書



#### 県の主な取組・支援

- 地域生活定着支援センターでは、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする犯罪をした人等に対し、矯正施設入所中や刑事上の手続による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を行い、社会復帰及び地域生活への定着を支援します。
- 市町村が設置し、高齢者に対する総合相談、権利擁護、介護予防などの業務を行う地域包括支援センターに対し、機能強化のための研修などを行い、その取組を支援します。
- 県では、犯罪をした者を含めた高齢者、障害者等に、支援対象に応じた適切な福祉サービスが提供されるよう支援体制を整備します。
- 重層的支援体制整備事業に取り組む市町村に対し、アドバイザーの派遣、先進事例の紹介、市町村職員等への研修などを行います。

#### 国等の主な取組・支援

- 地方検察庁では、社会福祉士をアドバイザーとして登録し、高齢や障害等により独力での社会復帰が困難と認められる被疑者・被告人の支援策について、検察官が社会福祉士から助言を受け、福祉機関等につなぐなどの入口支援に取り組みます。
- 刑事施設では、高齢者や障害のある受刑者に対して社会復帰支援指導を実施し、各種福祉制度に関する基礎的知識の習得などを支援します。
- 保護観察所では、矯正施設入所者のうち、高齢者や障害者に対して、矯正施設や地域生活定着支援センター等と連携し、出所後の福祉サービス等の利用に向けた特別調整を行います。
- 保護観察所では、更生緊急保護対象者等のうち、高齢者や障害者に対して、地方検察庁、少年鑑別所（法務少年支援センター）、更生保護施設、自立準備ホーム、地域生活定着支援センター等と連携し、福祉サービス等の利用に向けた支援を行います。
- 埼玉弁護士会では、県内の医療観察法病棟で法律相談会を毎月実施し、対象者の抱える社会生活上の諸問題の解消に向けた支援をします。
- 埼玉弁護士会では、社会復帰の際に医療・福祉的支援を必要とする被疑者・被告人が適切な支援を受けられるよう、担当弁護士と福祉職・専門医が連携して活動する体制を整えます（障がい者当番弁護士制度、医療観察法事例検討会、社会復帰支援研修）。

## (2) 薬物依存を有する者への支援

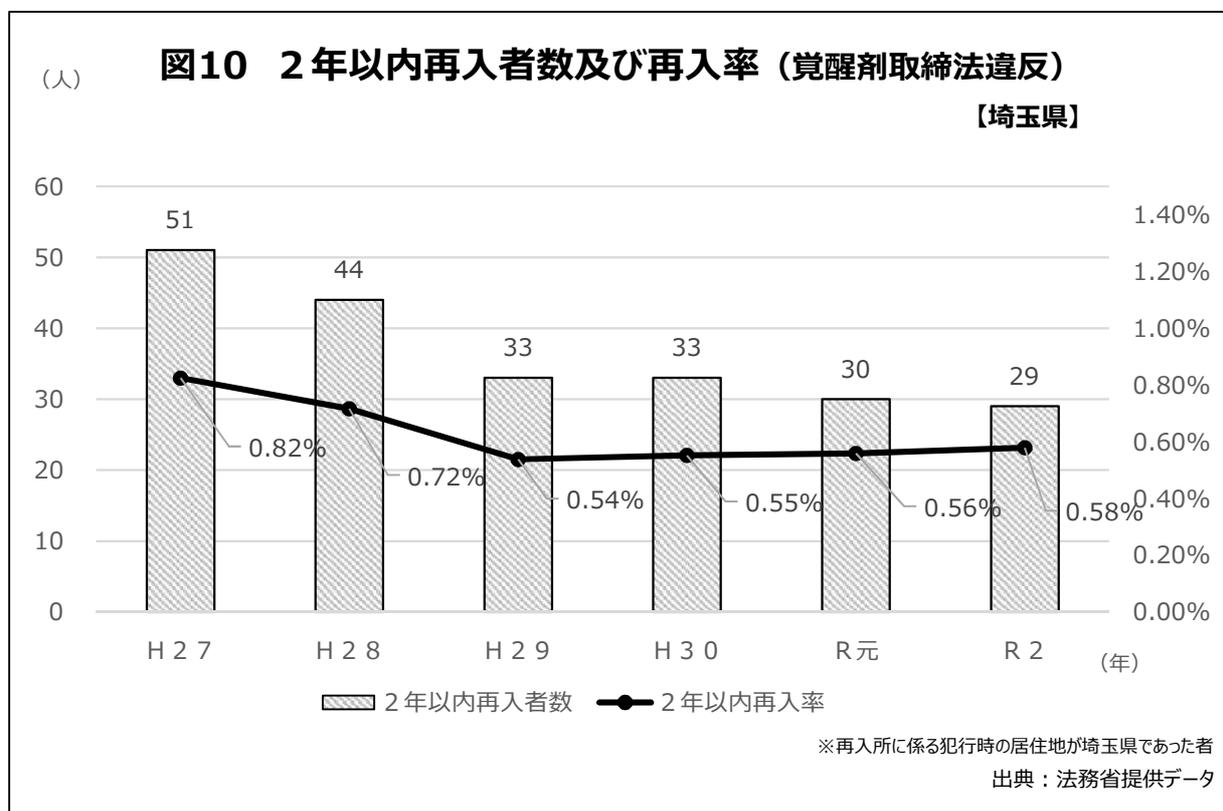
### 現状と課題

薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である場合があります。そのため、県では、保健所や県精神保健福祉センター等による相談支援や薬物乱用防止啓発活動に取り組んできました。また、さいたま保護観察所、川越少年刑務所及びさいたま少年鑑別所（さいたま法務少年支援センター）等の関係機関では、薬物依存離脱指導や薬物再乱用防止プログラム等を実施してきました。

その結果、覚醒剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入者数は少しずつ減少しています。

しかし、薬物事犯の保護観察対象者のうち保健医療機関等による治療や支援を受けた者は、令和元年で9.7%であったところ、令和3年で4.7%に減少しています。

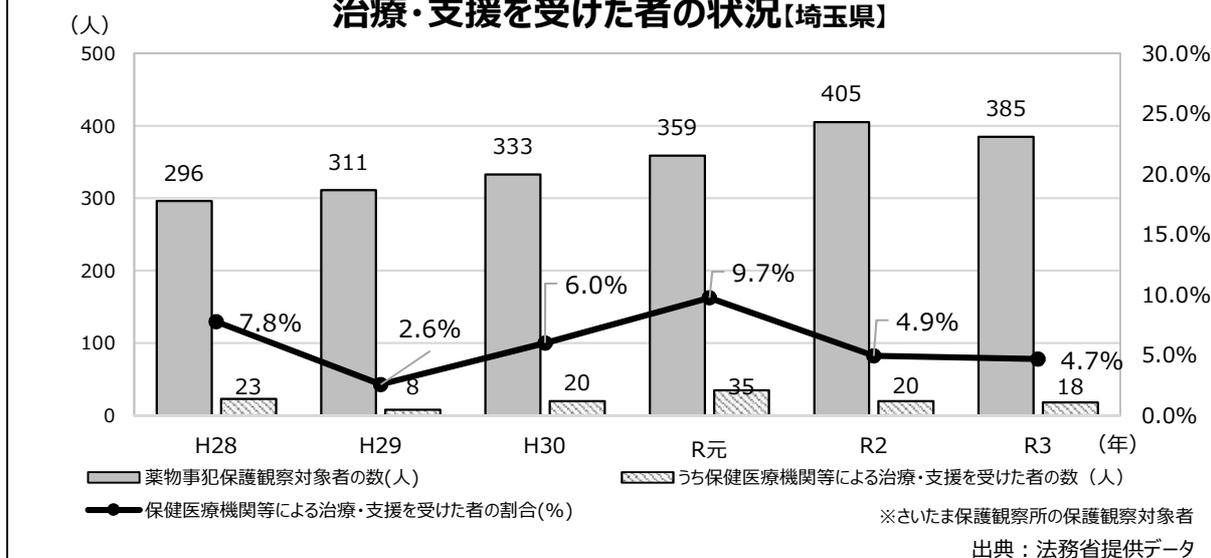
このような状況に対応するため、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や専門的プログラムの更なる充実を図るとともに、関係機関の連携体制を強化していく必要があります。



### 全出所受刑者数（覚醒剤取締法違反）（図10母数）

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
6,184人	6,144人	6,134人	5,982人	5,367人	5,008人

図11 薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等の治療・支援を受けた者の状況(埼玉県)



### 県の主な取組・支援

- 「埼玉県薬物乱用対策推進計画」に基づき、関係機関・団体等と連携して街頭キャンペーン等を実施し、薬物乱用防止啓発活動を行います。
- 薬物に悩む県民が早期にかつ確実に窓口にとどり着けるよう、広報紙、リーフレット及びホームページ等の各種広報媒体を用いて、相談窓口の周知を行います。
- 医療関係者向けに、薬物依存症についての研修等を行い、医療体制の充実を図ります。また、保健所や県精神保健福祉センター等において、薬物依存症者及びその家族等からの相談に応じる中で医療機関への受診を勧奨します。
- 保健所や県精神保健福祉センター等において薬物依存に関する相談に応じます。また、県精神保健福祉センターでは、薬物依存症の家族が依存症や対応方法などについて学べる薬物依存症家族教室を開催します。
- 薬物依存症者やその家族の相談に応じるなど薬物依存症者の社会復帰支援を行っている薬物回復支援団体を支援します。
- 検挙した薬物事犯者のうち、執行猶予判決が見込まれる者に対し、再乱用防止に資する公的機関・民間団体の情報を提供します。

#### 国等の主な取組・支援

- 矯正施設や保護観察所では、薬物依存離脱指導・薬物非行防止指導や薬物再乱用防止プログラムを実施します。
- 保護観察所では、薬物事犯者の家族に対する家族会を開催し、薬物事犯者への対応方法や再犯防止に向けたアドバイスをを行うなど、薬物事犯者の家族を支援します。
- 少年鑑別所（法務少年支援センター）では、薬物乱用防止のための専門のワークブック等を用いた相談支援を行います。
- 保護観察所は、「薬物依存問題に係る地域連携協議会」を設置し、関係機関及び民間支援団体との連携を図ります。
- 埼玉弁護士会では、薬物・アルコール等の依存症に関する弁護人の理解を深め、依存症に起因する罪を犯した被疑者・被告人に対して適切な治療等に繋げる働きかけができるよう、ダルク等の自助組織や専門医等と協力して会内研修を実施します。

### 3 非行の防止と修学支援の取組

#### 現状と課題

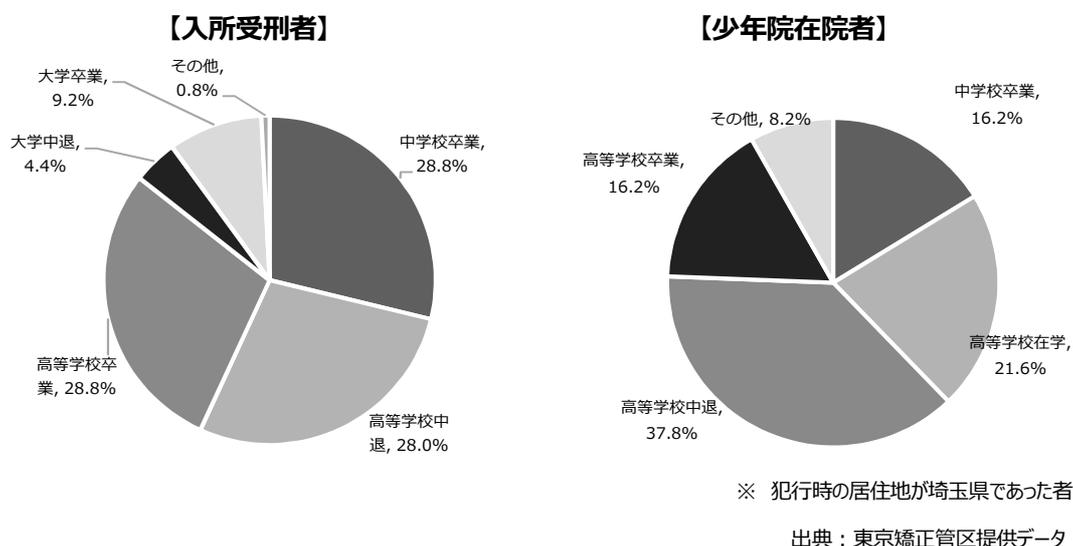
非行により保護観察や少年院送致となった少年が再び非行をしないようにするためには、自分の行為の責任を自覚し、被害者の心情等を理解した上で、自ら社会復帰のために努力していくことが重要です。

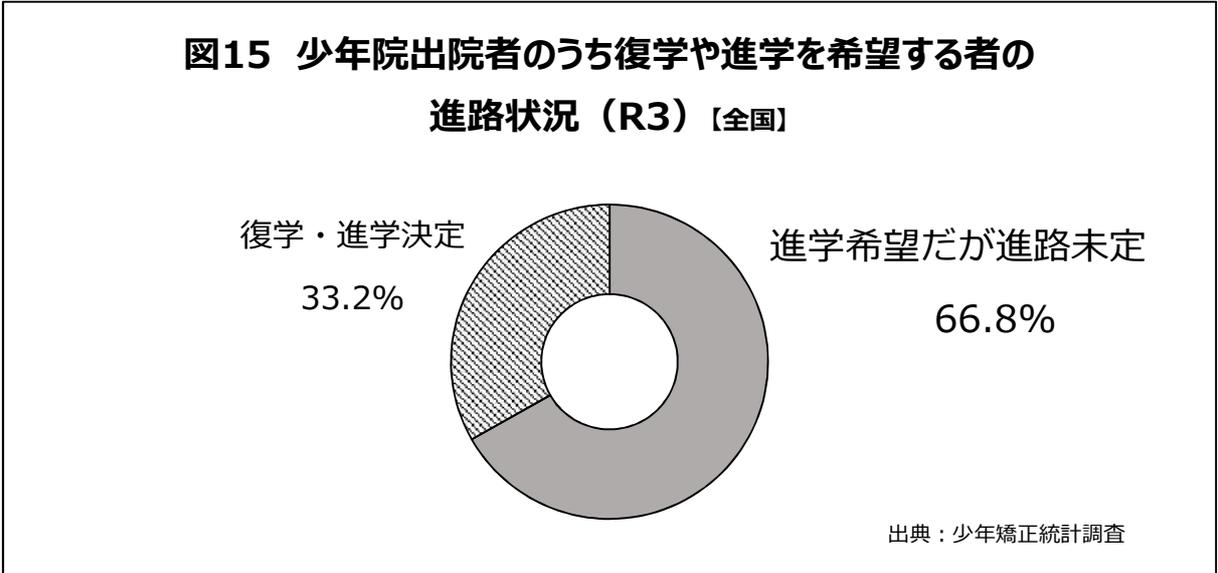
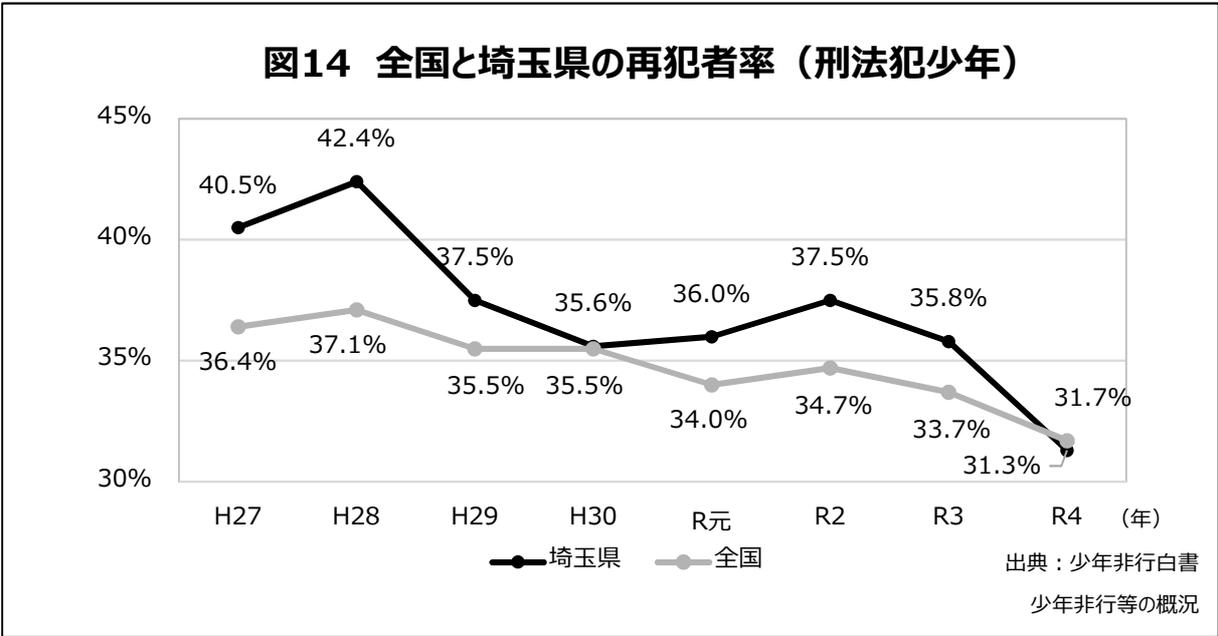
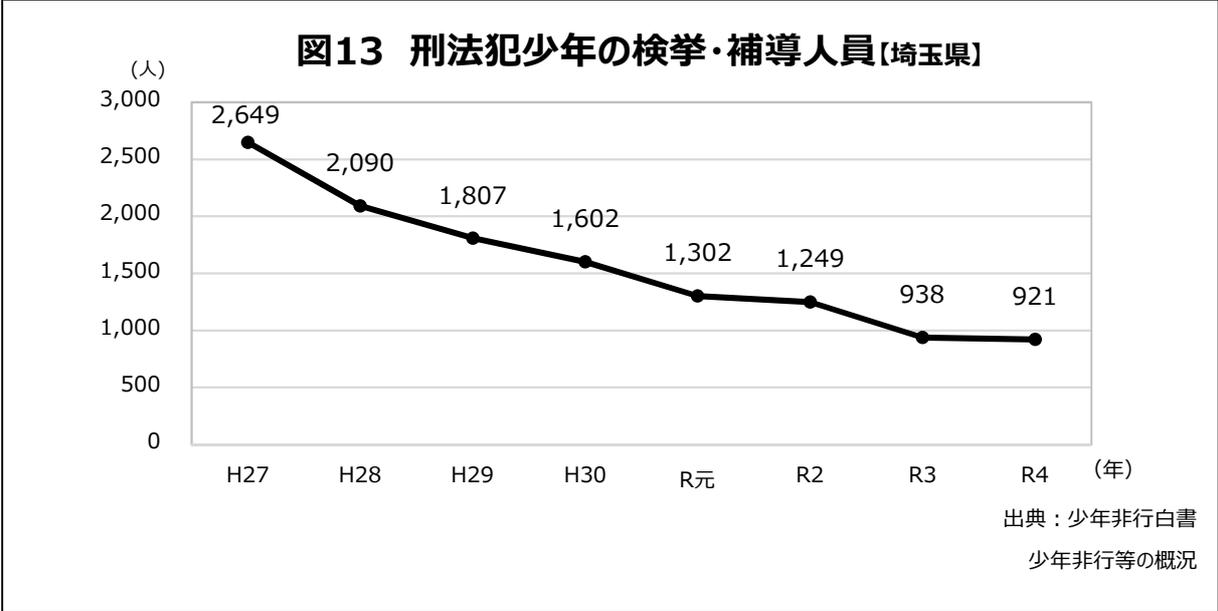
社会において、就職して安定した生活を送る上では、高等学校卒業程度の学力が求められることが多い実情にあることに鑑み、少年院における在院中の通信制高校への入学など様々な学習支援に取り組んできました。また、非行少年の立ち直りを支援するため、社会経験や就労体験等の場の提供や非行防止教室の開催、各種相談支援や教育活動に取り組ましました。

しかしながら、県内の高等学校等進学率が99.1%であるのに対し、少年院出院者のうち復学や進学を希望する者の66.8%が進路未定となっています。

様々な生きづらさを抱える少年たちが地域社会の中で孤立することなく、再非行しないで生きていくためには、引き続き、犯罪や非行をした者の立ち直りや修学を支援することが重要です。

図 12 入所受刑者及び少年院在院者の修学状況（R3）【埼玉県】





## 県の主な取組・支援

- 非行少年の立ち直り支援を行う県内の民間団体等と協力し、社会体験や就労体験等の場を提供することにより、立ち直りを促進します。
- 警察職員等による児童生徒を対象とした非行防止教室を実施するとともに、保護者の参加を促し、非行・問題行動の未然防止に取り組みます。
- 県警察少年サポートセンターでは、少年や保護者からの非行等少年問題に関する相談を行います。
- 非行少年の立ち直りを支援するため、継続的な指導、助言を実施するとともに、少年警察ボランティア等と協力した学習支援や農業体験等の各種体験活動等を行います。
- 青少年の豊かな人間性や社会性を育むため、小・中学生に対する自然体験や社会体験活動など多様な体験活動、道徳教育及び人権教育を推進します。
- いじめ・非行・問題行動を防止するため、心理又は福祉に関する専門性の高い人材の活用を含めた教育相談体制を充実します。
- 生活困窮世帯等の中学生や高校生を対象に学習支援事業を、小学生を対象に学習・生活支援事業を実施します。また、こども食堂などのこどもの居場所づくりを推進します。
- 若者自立支援センター埼玉において、地域若者サポートステーションなどの関係機関と連携し、相談やセミナー、就労体験などの支援を通じて、利用者の就労を支援します。
- 就職に必要な知識や技能を習得するための実技を中心とした職業訓練を実施します。(再掲)
- 児童相談所では、虐待を含む養育、非行、発達など子供に関する相談に対して指導・助言をします。
- いじめや虐待、体罰など子供の権利侵害の問題から子育てに関することなど、子供に関するあらゆる悩みについて、子供本人や保護者等からの相談を受け付ける電話相談窓口「子どもスマイルネット」を運営します。

- 埼玉県虐待禁止条例に基づき、児童虐待の通報等を行いやすい環境を整備するとともに、県民に対する虐待防止の普及・啓発等を行い、虐待の予防や早期発見・早期対応につなげます。
- 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境等の理由により生活指導等を要する児童を埼玉学園で指導し、その自立を支援します。また、関係者との情報共有を図るなど非行等に陥りやすい環境改善を通じ、再犯防止に取り組みます。
- 埼玉県警察とさいたま少年鑑別所、埼玉県教育委員会及びさいたま市教育委員会の間で締結した「少年の健全育成に関する協定」に基づく連携協力のもと、埼玉県内における少年の非行等の問題の未然防止と立ち直り支援の一層の推進を図ります。

#### 国等の主な取組・支援

- 刑事施設では、基礎学力を欠いている受刑者に対し、教科指導を実施します。また、刑事施設のうち指定施設では、高等学校卒業程度認定試験等を実施します。
- 少年院では、高等学校卒業程度認定試験を実施するとともに、在院者のうち希望する者について、在院中の通信制高校への入学及び出院後の継続した学びに向けた調整等を行うことにより、高等学校教育機会の提供についての取組の更なる充実を図ります。
- 保護観察所では、学校等との連携を図りながら、復学が見込まれる在学中の少年院在院者への生活環境調整や保護観察対象者への保護観察を行います。
- 少年鑑別所（法務少年支援センター）では、地域の学校等に在籍する児童生徒の問題行動や発達上の特性について、学校や保護者等からの相談を受けるとともに、学校等と協力して対応します。
- 埼玉弁護士会では、県内の学校からの要請に応じて弁護士を講師として派遣し、「いじめ防止授業」を実施するほか、スクールロイヤーを派遣し、学校を巡るいじめ・虐待・体罰・家庭問題等の諸問題について、教育・福祉・子供の権利等の視点を取り入れつつ、法的観点から学校に助言します。
- 埼玉県警察とさいたま少年鑑別所、埼玉県教育委員会及びさいたま市教育委員会の間で締結した「少年の健全育成に関する協定」に基づく連携協力のもと、埼玉県内における少年の非行等の問題の未然防止と立ち直り支援の一層の推進を図ります。

## 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導のための取組

### 現状と課題

再犯の防止のためには、罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性を的確に把握し、それらに応じた効果的な指導を行うことが重要です。

第1期推進計画策定後、県では、暴力団離脱者に対する就労相談などの社会復帰支援やストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチの推進などに取り組んできました。また、国等の関係機関においては、性犯罪者処遇プログラムなどの専門的処遇プログラムの実施などに取り組んできました。

その結果、暴力団構成員の受刑者総数と再入者数は順調に減少しています。また、強制わいせつや強制性交等の再入者は、令和3年に0人となりました。

しかしながら、暴力団構成員の再入者率は8割を超える水準で推移しています。また、性犯罪は被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、引き続き再犯防止に取り組んでいく必要があります。

犯罪をした者等に対し、一貫性・継続性を持って指導・支援を実施していくためには、関係機関との情報共有・連携を更に推進していく必要があります。

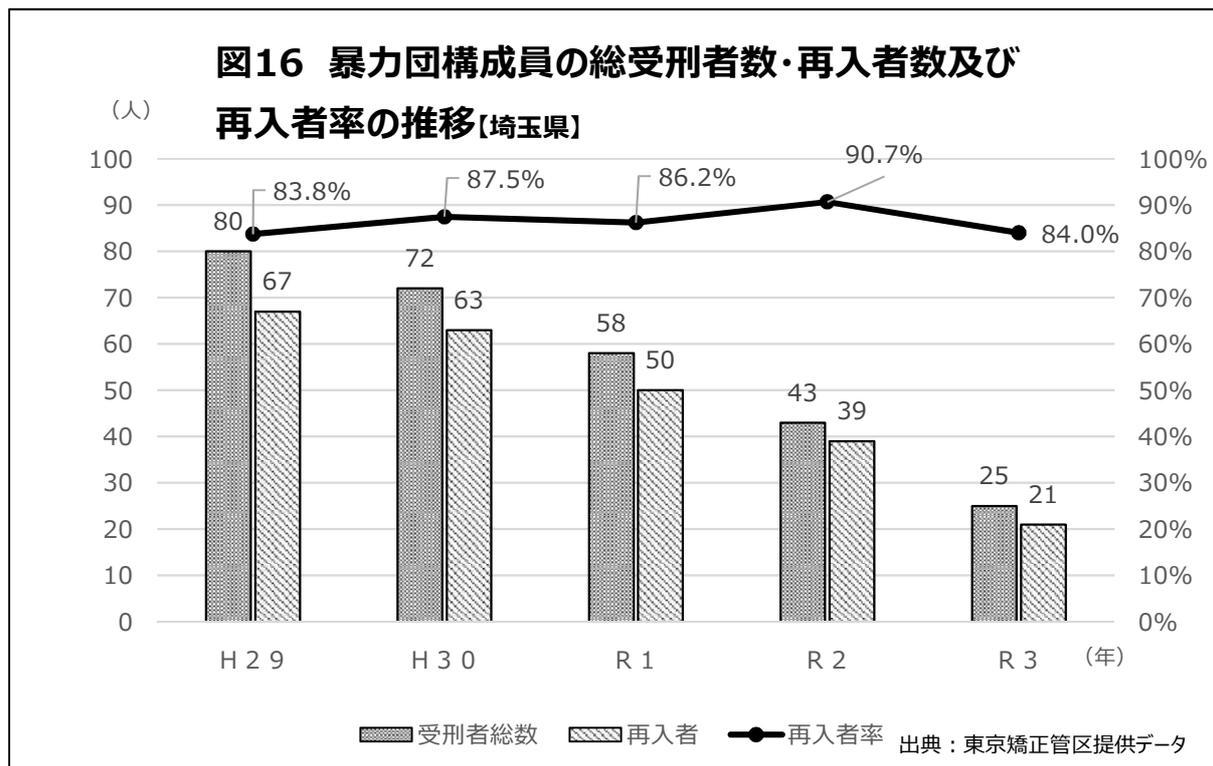
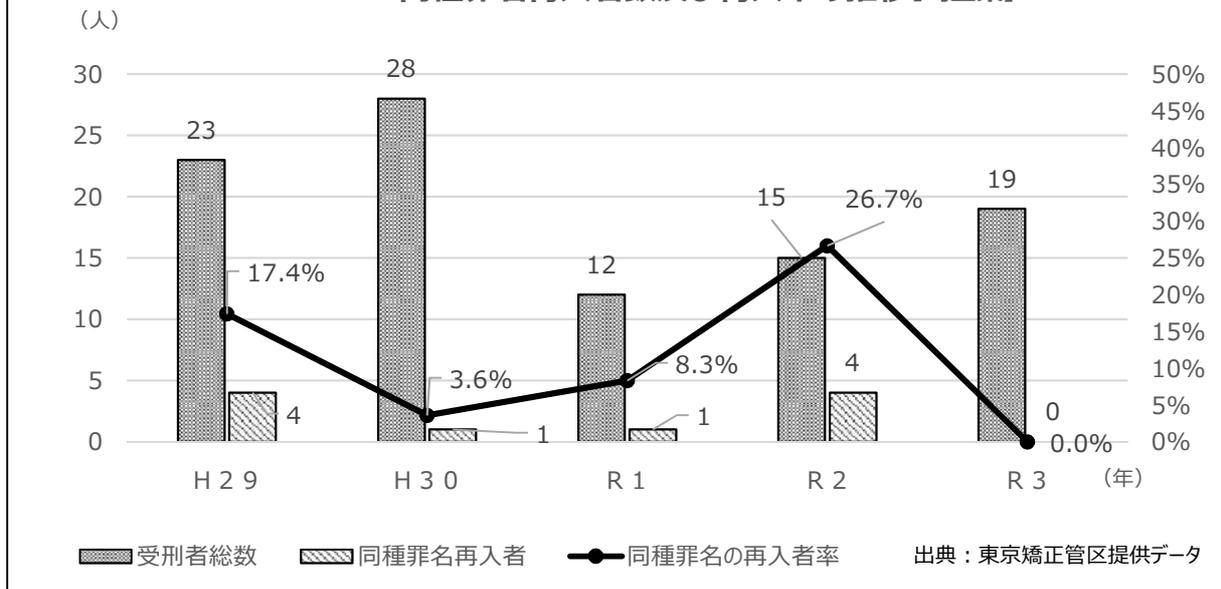


図17 性犯罪（強制わいせつ・強制性交等）総受刑者数・  
同種罪名再入者数及び再入率の推移[埼玉県]



#### 県の主な取組・支援

- 県暴力追放・薬物乱用防止センター等と連携して、暴力団からの離脱方法についてのアドバイスや離脱者の就労相談等暴力団離脱者の社会復帰を支援します。
- 法務省の協力を得て、子供を対象とする暴力的性犯罪をした者について、出所後の所在確認を実施するとともに、同意を得た上で面談を実施し、必要に応じ関係機関・団体等による支援等に結び付けるなど、再犯の防止に向けた措置を推進します。
- ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告、禁止命令等の他、犯罪を未然に防止するための指導等を行います。
- 医療機関と連携することにより、ストーカー加害者に医療機関での治療を促すなど、精神医学的・心理学的アプローチを推進します。
- 高齢被疑者の割合が高い窃盗（万引き）について「埼玉県万引き防止官民合同会議」を中心に広報啓発活動をはじめ万引き防止のための各種取組を推進します。

## 国等の主な取組・支援

- 東京矯正管区では、令和5年度12月から導入された「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」の管内刑事施設及び少年院での円滑な実施を進め、被害者等の心情等を配慮した矯正処遇・矯正教育の充実を図ります。
- 保護観察所においては、しよく罪指導プログラムの実施や犯罪被害者等の被害の回復・軽減に誠実に努めるよう指導監督することなどにより、犯罪被害者等の思いに応える保護観察処遇を実施します。
- 少年院では、特定少年に対する青年としての自覚・責任を喚起する指導や社会人としての必要な知識の付与に加え、特殊詐欺等近年の犯罪態様に対応した指導等の充実等を図るとともに、性非行少年に対しても、矯正施設在所中から出院後まで一貫性のある効果的な指導の実施を図ります。
- 刑事施設では、薬物依存などの特定の事情を有することにより円滑な社会復帰に支障が認められる受刑者を対象に、薬物依存離脱指導、性犯罪再犯防止指導等6種類の特別改善指導を始めとする、その事情の改善に資する改善指導を実施します。
- 保護観察所では、保護観察対象者の特性を犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、その特性に応じた処遇を行うとともに、暴力防止プログラム、性犯罪者再犯防止プログラム、飲酒運転防止プログラムなどの専門的処遇プログラムを実施します。
- 少年鑑別所（法務少年支援センター）では、家庭裁判所における処分決定や関係機関における効果的な指導に資するよう、鑑別対象者の非行につながる問題点の精査や必要な支援の提案を行います。
- 法務省関係機関では、児童相談所等と連携した児童虐待防止対策を促進する観点から、それぞれが提供し得る資源やノウハウを充実させ、児童相談所等の求めに応じて提供します。

## 5 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動推進のための取組

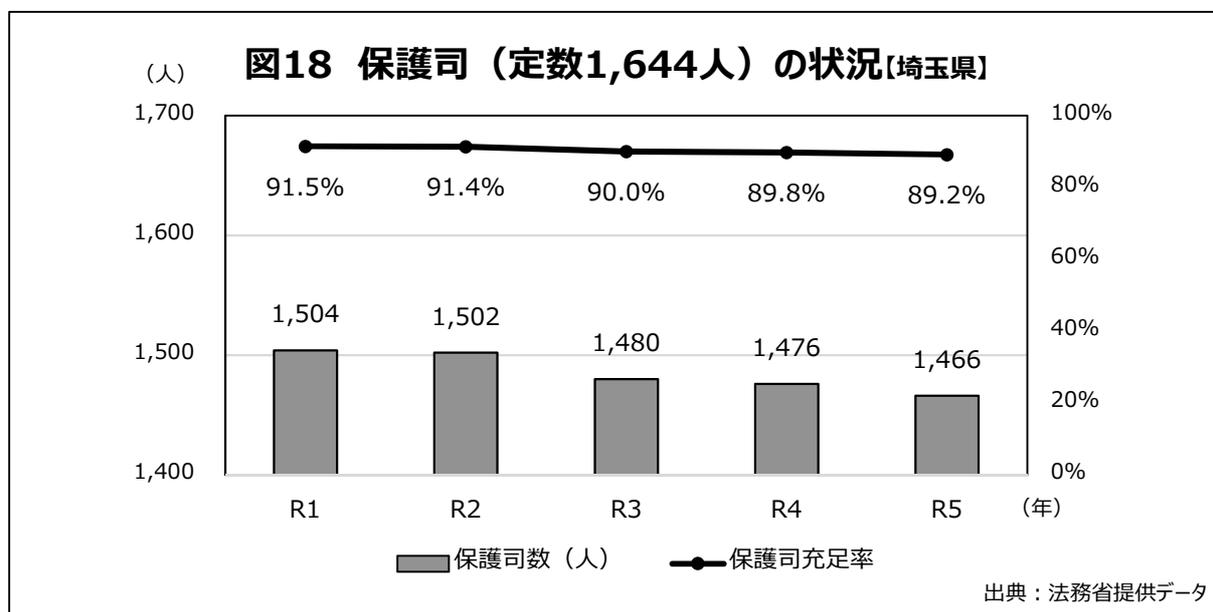
### (1) 民間協力者の活動促進

#### 現状と課題

再犯防止の施策の実施には、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司や犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会・BBS会等の更生保護ボランティア、非行少年等の立ち直り支援をはじめとした各種非行防止活動に取り組む少年警察ボランティアなどの協力のもと、様々な取組が行われています。また、犯罪の未然防止には、地域で自主的に防犯パトロールや子供の見守り活動などを行う自主防犯活動団体による協力など、多くの民間ボランティア団体に支えられています。こうした民間協力者の活動は、SDGsに掲げられたマルチステークホルダー・パートナーシップを体現するものであり、「持続可能な社会」の実現に欠かせないものです。

県内では、令和5年4月1日現在、協力雇用主768事業者、保護司1,466人、更生保護女性会員4,683人、令和5年1月1日現在、BBS会員65人、令和5年7月1日現在、少年警察ボランティア765人の方々が活動しています。

一方で、保護司をはじめとした民間協力者の担い手確保は重要な課題となっています。民間協力者の活動を促進するため、それぞれの立場や強みを生かし、関係機関が相互に連携しながら活動を推進していくことはもとより、新たな民間協力者の開拓を含め積極的な働き掛けを行っていく必要があります。



#### 県の主な取組・支援

- 犯罪をした者や非行のある少年の自立更生の促進を図る更生保護ボランティアの活動を支え、更生保護の広報・啓発活動を行う県更生保護観察協会を支援します。
- 更生保護活動の功績に対する表彰を行います。
- 保護司など民間ボランティア・団体等の再犯防止に関する活動をホームページ等で周知するなど県民の理解促進に取り組みます。
- 非行少年の立ち直りを支援するため、継続的な指導、助言を実施するとともに、少年警察ボランティア等と協力した学習支援や農業体験等の各種体験活動等を行います。(再掲)
- 自主防犯活動団体等の活動促進による、犯罪を起こさせにくいまちづくりを進めます。
- 協力雇用主による刑務所出所者等の雇用を促進するため県の建設工事等入札参加資格審査において、協力雇用主に対する優遇措置を実施します。(再掲)
- 市町村担当者会議等を活用して協力雇用主に対する入札参加資格優遇措置を実施する市町村の拡大に努めます。(再掲)
- 国、県、市町村、更生保護関係団体などの再犯防止に資する取組を促進し、関連施策の連携を確保するため、必要な情報提供を行うとともに、各種取組を協働で検討・推進します。

#### 国等の主な取組・支援

- 刑事施設及び保護観察所では、再犯防止を支える民間ボランティア等の活動を促進するため、研修等の充実を図るほか、団体間相互で活動情報の共有、連携が図れるよう支援します。
- 保護観察所では、更生保護活動の拠点として地方公共団体等と連携して設置されている更生保護サポートセンターの活動を支援し、保護司の処遇活動の充実や更生保護ボランティアと地域関係機関・団体との連携促進を図ります。
- 保護観察所では、協力雇用主の開拓とともに、必要に応じて就労継続に必要な生活指導等を行う協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金の支給や刑務所出所者等の身元保証制度の活用を図るなどして、協力雇用主に対する支援を行います。

- 更生保護ボランティア・団体においては、保護司では犯罪や非行をした人の相談支援や地域における青少年の健全育成に資する啓発活動などに取り組み、更生保護女性会では子育て支援や少年等の更生支援などを行い、BBS会では様々な問題を抱える少年の身近な存在として立ち直りや学習を支援します。
  
- 更生保護施設では刑務所出所者等に対する宿泊場所や食事の提供、生活指導等により円滑な社会復帰を支援し、更生保護観察協会では刑務所出所者等の一時保護や更生保護に関する連絡助成を行い、就労支援事業者機構では対象者の就労支援とともに雇用協力事業者の拡大に努めます。
  
- 保護観察所は、保護司候補者を確保するため、地方公共団体等と連携して、地域の保護司適任者に関する情報収集に努めます。また、保護司候補者に対して保護司活動について理解を深めてもらうための機会を提供します。

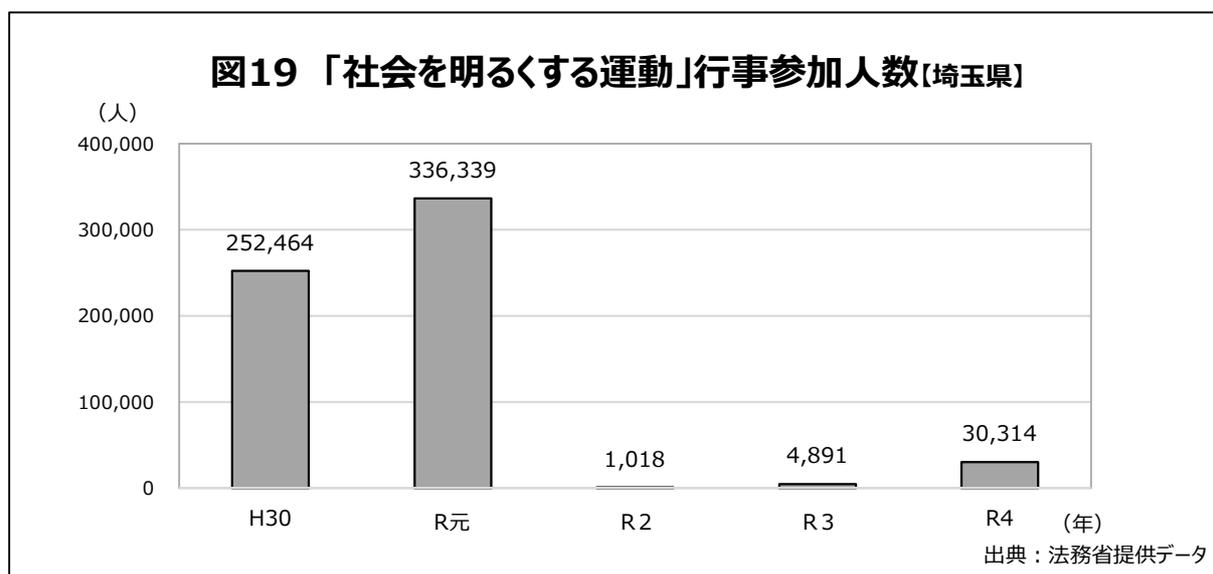
## (2) 広報・啓発活動の推進

### 現状と課題

犯罪や非行をした者の更生には自らの努力は当然ですが、犯罪をした者等が地域において孤立することのないよう、県民の理解を得ることが必要です。

これまで関係機関が連携して「社会を明るくする運動」を始めとする広報・啓発活動を推進してきましたが、近年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響により、広報・啓発活動は縮小せざるを得ない状況が続きました。

更生保護に関わる人材の確保や活動しやすい環境整備を推進していくためには、更生保護の重要性や活動内容に関する県民の理解を深めていくことが重要です。そのため、「社会を明るくする運動」を始めとする広報・啓発活動を継続して実施していく必要があります。



#### 県の主な取組・支援

- 「埼玉県再犯防止推進計画」や再犯防止に関する取組等をホームページ等で周知するなど県民の間に広く再犯の防止についての関心と理解を深めるための広報活動を行います。
- 7月の「社会を明るくする運動」や「青少年の非行・被害防止特別強調月間」を通じて、再犯防止に関する広報を行い、再犯防止の重要性等について県民の理解を促進します。
- 地域生活定着支援センターにおいて、地域福祉研修を開催します。
- 更生保護活動の功績に対する表彰を行います。(再掲)
- 保護司など民間ボランティア・団体等の再犯防止に関する活動をホームページ等で周知するなど県民の理解促進に取り組みます。(再掲)

#### 国等の主な取組・支援

- 刑事施設では、矯正展を開催し、刑務所作業製品の展示販売、所内見学等を実施するほか、定期的に職業訓練見学会などを行います。
- 東京矯正管区では、広く国民各層に訴える広報媒体を作成し、埼玉県や県内市区町村と連携して、再犯の防止等についての国民の関心を深めるための広報活動を推進するとともに、川越少年刑務所、さいたま少年鑑別所（法務少年支援センター）では、関係機関や地域住民の方の施設参観を受け入れ、矯正施設の業務について説明します。
- 地方検察庁、矯正管区、矯正施設、保護観察所では、再犯防止への関心と理解を深めてもらうため、関係機関と連携して「社会を明るくする運動」を推進するとともに、7月の「再犯防止推進月間」において、各種啓発活動を実施します。
- 地方検察庁、矯正施設、保護観察所では、学校や地域の関係機関からの依頼に応じ、刑事司法制度に関する法教育や犯罪をした者等の支援に関する研修等を実施します。
- 保護観察所は、保護司を始めとする更生保護ボランティアに幅広い世代から多様な人材を迎え入れることができるよう、地域の関係機関等への積極的な広報に努めます。
- 従来からの広報紙「更生保護さいたま」の年4回編集発行に追加して、埼玉県内の再犯防止に向けた保護司活動や更生保護関係団体の取組を紹介する総合的なウェブサ

イトを制作します。

## 6 地域における関係機関が連携した取組の推進

### 現状と課題

犯罪をした方が地域社会の中で孤立することなく、社会の構成員として安定した生活を送るためには、地域社会の一員として、地域のセーフティーネットの中で、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要です。

しかしながら、再犯防止分野において関係機関が担うべき具体的な役割は必ずしも明確になっていないという課題があります。

このような状況に対応するため、それぞれの役割を具体的に明示することで、取組を促進するとともに、それぞれの地域における支援連携体制を更に強化していく必要があります。

### 県の主な取組・支援

- 県内の再犯の防止等に関する取組が円滑に進むよう、市町村に対する支援を実施します。
- 会議等を通して県内関係機関のネットワーク構築に努めます。
- 住宅に困窮する低額所得者に対して県営住宅を提供します。(再掲)

### 国等の主な取組・支援

- 保護観察所は、刑執行終了者等に対する「息の長い」支援が確保できるよう、更生保護地域連携拠点事業を通じ、地域支援ネットワーク作り等に取り組みます。
- 埼玉県更生保護観察協会、清心寮及び埼玉県就労支援事業者機構は、法務省の委託事業である「更生保護地域連携拠点事業」のため令和4年度に共同事業体を結成し、保護観察所からの委託を受け、刑執行終了者等に対する「息の長い」支援を確保するための地域支援ネットワーク作り等に取り組みます。
- 少年鑑別所（法務少年支援センター）は、地域援助推進協議会を企画・運営し、県内関係機関の連携協力の充実強化に寄与します。
- 少年鑑別所（法務少年支援センター）は、非行や犯罪等を有する子を持つ親についても地域で支援する場を創出します。
- 東京矯正管区管内において、刑務所出所者等の更生支援に携わっている、あるいは興味・関心を抱いている民間事業者等を対象とした関東更生支援ネットワークを構築し、更生支援啓発セミナーを開催する等して、地域社会における多様な機関・団体による支援ネットワークの構築を推進します。

- 東京矯正管区では、埼玉県及び県内市区町村における再犯の防止等に関する施策の企画・立案及び評価等に資するよう、依頼に基づいて関連する統計情報の提供を行います。

## V 計画の推進体制

### 1 関係機関・関係者との連携協力

計画の推進に当たっては、埼玉県再犯防止推進関係機関連絡会議、市町村等と連携・協力しながら再犯の防止等に関する施策を推進します。

図20 埼玉県再犯防止関係機関連絡会議

国関係機関・団体名
さいたま地方検察庁
さいたま保護観察所
川越少年刑務所
さいたま少年鑑別所（さいたま法務少年支援センター）
東京矯正管区
埼玉県保護司会連合会
埼玉県更生保護女性連盟
更生保護法人 埼玉県更生保護観察協会
更生保護法人 清心寮
特定非営利活動法人 埼玉県就労支援事業者機構
埼玉県BBS連盟
埼玉県地域生活定着支援センター
社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会
埼玉労働局
埼玉弁護士会
学識経験者

### 2 庁内の実施体制

知事部局、教育局、警察本部の関係部局で構成する「埼玉県再犯防止推進庁内会議」を開催し、情報の共有等を図りながら、庁内各部局が相互に連携して施策に取り組み、全庁一丸となって計画を推進します。

## 1 再犯の防止等の推進に関する法律概要

## 再犯の防止等の推進に関する法律 概要

## 1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

## 2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

## 3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に收容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

## 4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

## 5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

## 6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

## 7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
  - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に係る事項
  - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
  - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

## 8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

## 9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

## 10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

## 11. 基本的施策

### 【国の施策】

#### 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

#### 再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

#### 社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

#### 再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

### 【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

## 12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

（平成28年12月14日公布）

## 2 第二次再犯防止推進計画概要（国）

### 第二次再犯防止推進計画（概要）

計画期間：令和5年度から令和9年度

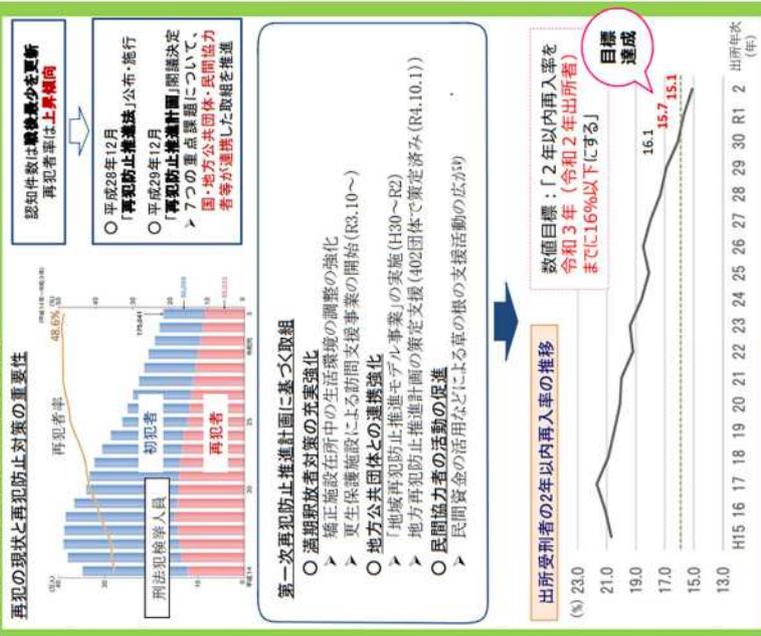
#### II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

<p>① 就労・住居の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就労の確保</li> <li>○ 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施</li> <li>○ 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理</li> <li>○ 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実</li> </ul> <p>② 住居の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 更生保護施設等が地域社会での自立生活を支援した処遇（福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等）をを行うための体制整備</li> <li>○ 地域社会における定住の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供</li> </ul> <p>③ 保健医療・福祉サービスの利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者又は障害のある者等への支援</li> <li>○ 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化</li> <li>○ 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化</li> <li>○ 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な人口支援の実施</li> </ul> <p>④ 薬物依存の問題を抱える者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施</li> <li>○ 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化</li> <li>○ 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実</li> </ul> <p>⑤ 学校等と連携した修学支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 矯正施設と学校との連携による学習の継続に向けた取組の充実</li> <li>○ 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるITの活用の推進、在院中の通信制高校への入学</li> <li>○ 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止</li> </ul> <p>⑥ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実</li> <li>○ 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導</li> <li>○ 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実</li> </ul> <p>⑦ 民間協力者の活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 持続可能な保護司制度の確立とその他のための保護司に対する支援</li> <li>○ 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進</li> <li>○ 地域の民間協力者（NPO法人、自助グループ、弁護士等）の積極的な開拓及び一層の連携</li> <li>○ 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進</li> </ul> <p>⑧ 地域による包摂の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国・都道府県・市区町村の役割の明確化</li> <li>○ 地方公共団体の取組への支援</li> <li>○ 地域における支障の連携強化</li> <li>○ 保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実</li> <li>○ 相談できる場所の充実</li> <li>○ 保護観察所に対する刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充</li> </ul> <p>⑨ 再犯防止に向けた基礎の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備</li> </ul>	<p>7つの成果指標を設定し、本計画に基づき具体的な施策の実施状況、効果について適切にフォローアップ</p> <p>① 検閲中の再犯率の推移 ② 更生保護施設中の入所者数及び刑罰執行者数 ③ 出所受刑者の2年以内再入率 ④ 主たる罪名・特性別2年以内再入率 ⑤ 出所受刑者の3年以内再入率 ⑥ 主たる罪名・特性別3年以内再入率 ⑦ 保護観察所（全部）執行終了者及び保護観察所少年の再犯率及び再犯区分</p>
---	---

#### I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

再犯の現状と再犯防止対策の重要性



#### 第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い」支援を実施すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体の役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

### 3 関連取組一覧

#### (1) 県

		部	担当課
1 就労・住居確保のための取組			
(1) 就労の確保			
1	保護観察対象少年を会計年度任用職員として雇用し、将来の就労につながるよう支援します。	総務部	人事課
2	協力雇用主による刑務所出所者等の雇用を促進するため県の建設工事等入札参加資格審査において、協力雇用主に対する優遇措置を実施します。	総務部	入札審査課
3	市町村担当者会議等を活用して協力雇用主に対する入札参加資格優遇措置を実施する市町村の拡大に努めます。	福祉部	社会福祉課
4	就職に必要な知識や技能を習得するための実技を中心とした職業訓練を実施します。	産業労働部	産業人材育成課
5	直ちに一般就労することが困難な生活困窮者に対して、個々の能力や状況等に応じ、生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業や就労訓練事業を実施します。	福祉部	社会福祉課
6	障害者就業・生活支援センターにおいて、就職を希望している障害者や職場定着が困難な障害者を対象に、就業面と生活面の一体的な相談などの取組を支援します。	産業労働部 福祉部	雇用労働課 障害者支援課
(2) 住居の確保			
1	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(以下「住宅セーフティネット法」という。)」に基づく居住支援法人の指定促進に努めます。	都市整備部	住宅課
2	低額所得者や更生保護対象者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない「セーフティネット住宅(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅)」の登録促進に努めます。	都市整備部	住宅課
3	住宅に困窮する低額所得者に対して県営住宅を提供します。	都市整備部	住宅課
4	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居に協力する不動産事業者(「あんしん賃貸住まいサポート店」)の登録促進に努めます。	都市整備部	住宅課
2 福祉・保健医療サービス利用促進の取組			
(1) 高齢者又は障害者等への支援			
1	地域生活定着支援センターでは、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする犯罪をした人等に対し、矯正施設入所中や刑事上の手続による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を行い、社会復帰及び地域生活への定着を支援します。	福祉部	社会福祉課
2	市町村が設置し、高齢者に対する総合相談、権利擁護、介護予防などの業務を行う地域包括支援センターに対し、機能強化のための研修などを行い、その取組を支援します。	福祉部	地域包括ケア課
3	県では、犯罪をした者を含めた高齢者、障害者等に、支援対象に応じた適切な福祉サービスが提供されるよう支援体制を整備します。	福祉部	社会福祉課
		福祉部	障害者支援課
		福祉部	地域包括ケア課
4	重層的支援体制整備事業に取り組む市町村に対し、アドバイザーの派遣、先進事例の紹介、市町村職員等への研修などを行います。	福祉部 福祉部	福祉政策課 地域包括ケア課
(2) 薬物依存を有する者への支援			
1	「埼玉県薬物乱用対策推進計画」に基づき、関係機関・団体等と連携して街頭キャンペーン等を実施し、薬物乱用防止啓発活動を行います。	保健医療部	業務課
2	薬物に悩む県民が早期にかつ確実に窓口にとり着けるよう、広報紙、リーフレット及びホームページ等の各種広報媒体を用いて、相談窓口の周知を行います。	保健医療部	業務課
3	医療関係者向けに、薬物依存症についての研修等を行い、医療体制の充実を図ります。また、保健所や県精神保健福祉センター等において、薬物依存症者及びその家族等からの相談に応じる中で医療機関への受診を勧奨します。	保健医療部	疾病対策課
		保健医療部	業務課
4	保健所や県精神保健福祉センター等において薬物依存に関する相談に応じます。また、精神保健福祉センターでは、薬物依存症の家族が依存症や対応方法などについて学べる薬物依存症家族教室を開催します。	保健医療部	疾病対策課
		保健医療部	業務課
5	薬物依存症者やその家族の相談に応じるなど薬物依存症者の社会復帰支援を行っている薬物回復支援団体を支援します。	保健医療部	疾病対策課
6	検挙した薬物事犯者のうち、執行猶予判決が見込まれる者に対し、再乱用防止に資する公的機関・民間団体の情報を提供します。	警察本部	薬物統制対策課
3 非行の防止と修学支援の取組			
1	非行少年の立ち直し支援を行う県内の民間団体等と協力し、社会体験や就労体験等の場を提供することにより、立ち直りを促進します。	県民生活部	青少年課
		教育局	生徒指導課
		警察本部	少年課
		警察本部	少年課
		警察本部	少年課
2	警察職員等による児童生徒を対象とした非行防止教室を実施するとともに、保護者の参加を促し、非行・問題行動の未然防止に取り組めます。	警察本部	少年課
		警察本部	少年課
3	県警察少年サポートセンターでは、少年や保護者からの非行等少年問題に関する相談を行います。	警察本部	少年課
4	非行少年の立ち直りを支援するため、継続的な指導、助言を実施するとともに、少年警察ボランティア等と協力した学習支援や農業体験等の各種体験活動等を行います。	警察本部	少年課
5	青少年の豊かな人間性や社会性を育むため、小・中学生に対する自然体験や社会体験活動など多様な体験活動、道徳教育及び人権教育を推進します。	県民生活部	青少年課
		福祉部	社会福祉課
		教育局	義務教育指導課
教育局	人権教育課		

		部	担当課
6	いじめ・非行・問題行動を防止するため、心理又は福祉に関する専門性の高い人材の活用を含めた教育相談体制を充実します。	教育局	生徒指導課
7	生活困窮世帯等の中学生や高校生を対象に学習支援事業を、小学生を対象に学習・生活支援事業を実施します。また、こども食堂などのこどもの居場所づくりを推進します。	福祉部	社会福祉課
		福祉部	少子政策課
		教育局	生涯学習推進課
		教育局	義務教育指導課
8	若者自立支援センター埼玉において、地域若者サポートステーションなどの関係機関と連携し、相談やセミナー、就労体験などの支援を通じて、利用者の就労を支援します。	産業労働部	雇用労働課
9	就職に必要な知識や技能を習得するための実技を中心とした職業訓練を実施します。(再掲)	産業労働部	産業人材育成課
10	児童相談所では、虐待を含む養育、非行、発達など子供に関する相談に対して指導・助言をします。	福祉部	こども安全課
11	いじめや虐待、体罰など子供の権利侵害の問題から子育てに関する事など、子供に関するあらゆる悩みについて、子供本人や保護者等からの相談を受け付ける電話相談窓口「子どもスマイルネット」を運営します。	福祉部	こども安全課
12	埼玉県虐待禁止条例に基づき、児童虐待の通報を行いやすい環境を整備するとともに、県民に対する虐待防止の普及・啓発等を行い、虐待の予防や早期発見・早期対応につなげます。	福祉部	福祉政策課
13	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境等の理由により生活指導等を要する児童を埼玉学園で指導し、その自立を支援します。また、関係者との情報共有を図るなど非行等に陥りやすい環境改善を通じ、再犯防止に取り組みます。	福祉部	こども安全課
14	埼玉県警察とさいたま少年鑑別所、埼玉県教育委員会及びさいたま市教育委員会の間で締結した「少年の健全育成に関する協定」に基づく連携協力のもと、埼玉県内における少年の非行等の問題の未然防止と立ち直り支援の一層の推進を図ります。	警察本部	少年課
<b>4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導のための取組</b>			
1	県暴力追放・薬物乱用防止センター等と連携して、暴力団からの離脱方法についてのアドバイスや離脱者の就労相談等暴力団離脱者の社会復帰を支援します。	警察本部	捜査第四課
2	法務省の協力を得て、子供を対象とする暴力的性犯罪をした者について、出所後の所在確認を実施するとともに、同意を得た上で面談を実施し、必要に応じ関係機関・団体等による支援等に結び付けるなど、再犯の防止に向けた措置を推進します。	警察本部	生活安全総務課
3	ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告、禁止命令等の他、犯罪を未然に防止するための指導等を行います。	警察本部	人身安全対策課
4	医療機関と連携することにより、ストーカー加害者に医療機関での治療を促すなど、精神医学的・心理学的アプローチを推進します。	警察本部	人身安全対策課
5	高齢被疑者の割合が高い窃盗(万引き)について「埼玉県万引き防止官民合同会議」を中心に広報啓発活動をはじめ万引き防止のための各種取組を推進します。	警察本部	生活安全総務課他
<b>5 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動推進のための取組</b>			
<b>(1) 民間協力者の活動促進</b>			
1	犯罪をした者や非行のある少年の自立更生の促進を図る更生保護ボランティアの活動を支え、更生保護の広報・啓発活動を行う県更生保護観察協会を支援します。	福祉部	社会福祉課
2	更生保護活動の功績に対する表彰を行います。	福祉部	社会福祉課
3	保護司など民間ボランティア・団体等の再犯防止に関する活動をホームページ等で周知するなど県民の理解促進に取り組みます。	福祉部	社会福祉課
4	非行少年の立ち直りを支援するため、継続的な指導、助言を実施するとともに、少年警察ボランティア等と協力した学習支援や農業体験等の各種体験活動等を行います。(再掲)	警察本部	少年課
5	自主防犯活動団体等の活動促進による、犯罪を起こさせにくいまちづくりを進めます。	県民生活部	防犯・交通安全課
6	協力雇用主による刑務所出所者等の雇用を促進するため県の建設工事等入札参加資格審査において、協力雇用主に対する優遇措置を実施します。(再掲)	総務部	入札審査課
7	市町村担当者会議等を活用して協力雇用主に対する入札参加資格優遇措置を実施する市町村の拡大に努めます。(再掲)	福祉部	社会福祉課
8	国、県、市町村、更生保護関係団体などの再犯防止に資する取組を促進し、関連施策の連携を確保するため、必要な情報提供を行うとともに、各種取組を協働で検討・推進します。	福祉部	社会福祉課
<b>(2) 広報・啓発活動の推進</b>			
1	「埼玉県再犯防止推進計画」や再犯防止に関する取組等をホームページ等で周知するなど県民の間に広く再犯の防止についての関心と理解を深めるための広報活動を行います。	福祉部	社会福祉課
2	7月の「社会を明るくする運動」や「青少年の非行・被害防止特別強調月間」を通じて、再犯防止に関する広報を行い、再犯防止の重要性等について県民の理解を促進します。	県民生活部	青少年課
3	地域生活定着支援センターにおいて、地域福祉研修を開催します。	福祉部	社会福祉課
4	更生保護活動の功績に対する表彰を行います。(再掲)	福祉部	社会福祉課
5	保護司など民間ボランティア・団体等の再犯防止に関する活動をホームページ等で周知するなど県民の理解促進に取り組みます。(再掲)	福祉部	社会福祉課
<b>6 地域における関係機関が連携した取組の推進</b>			
1	県内の再犯の防止等に関する取組が円滑に進むよう、市町村に対する支援を実施します。	福祉部	社会福祉課
		福祉部	地域包括ケア課
2	会議等を通して県内関係機関のネットワーク構築に努めます。	福祉部	社会福祉課
3	住宅に困窮する低額所得者に対して県営住宅を提供します。(再掲)	都市整備部	住宅課

## (2) 国等関係機関

		担当機関
1 就労・住居確保のための取組		
(1) 就労の確保		
1	矯正施設、保護観察所、公共職業安定所等が連携し、刑務所出所者等総合就労支援対策を実施することにより、矯正施設入所者や保護観察対象者等に対して、職業相談、職業紹介等を行います。	川越少年刑務所 さいたま保護観察所 埼玉労働局
2	刑事施設では、刑務作業・職業訓練・改善指導等を通じて、勤労の習慣に加え、受刑者に職業的知識及び技能を付与します。	川越少年刑務所
3	保護観察所では、多様な協力雇用主の開拓とともに、就労継続に必要な生活指導等を行う協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金の支給や身元保証人を確保できない刑務所出所者等に係る身元保証制度など協力雇用主に対する支援を行います。	さいたま保護観察所
4	保護観察所では、民間事業者へ委託し、矯正施設入所中から就職及び就職後の職場定着まで継続的な支援を行う「更生保護就労支援事業」を実施します。	さいたま保護観察所
5	コレワーク関東(東京矯正管区矯正就労支援情報センター室)では、刑務所出所者等の雇用を検討している事業主に対し、雇用ニーズにマッチする者を收容する矯正施設を紹介する雇用情報提供サービス、矯正施設での採用手続きを幅広くサポートする採用手続支援サービス、各種支援制度の窓口のご案内や矯正施設の見学会等をご案内する就労支援相談窓口サービス等を提供します。	東京矯正管区
6	少年鑑別所(法務少年支援センター)では、コレワーク関東(東京矯正管区矯正就労支援情報センター室)と連携し、刑務所出所者等の職業適性等の把握や職場定着のための助言を行うなど雇用に係る手続をサポートします。	さいたま少年鑑別所
7	矯正施設や保護観察所では、就労と福祉の狭間にある刑務所出所者等の就労を促進するため、農福連携に取り組む企業・団体や障害者雇用に取り組むソーシャル・ファーム等と連携します。	川越少年刑務所 さいたま保護観察所 さいたま少年鑑別所
(2) 住居の確保		
1	保護観察所では、更生保護施設等への委託、高齢者や障害者に必要な支援を行う入口支援や特別調整を実施します。	さいたま保護観察所
2	保護観察所は、住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人との連携を強化し、保護観察対象者等の地域での安定的な住まいの確保に努めます。	さいたま保護観察所
3	埼玉弁護士会では、同会が制定した社会復帰支援委託援助制度に基づき、釈放後の帰住先がない被疑者・被告人に対して、釈放後一定期間生活できる居場所(シェルター)を提供し、生活再建の支援をします。	埼玉弁護士会
2 福祉・保健医療サービス利用促進の取組		
(1) 高齢者又は障害者等への支援		
1	地方検察庁では、社会福祉士をアドバイザーとして登録し、高齢や障害等により独力で社会復帰が困難と認められる被疑者・被告人の支援策について、検察官が社会福祉士から助言を受け、福祉機関等につなぐなどの入口支援に取り組みます。	さいたま地方検察庁
2	刑事施設では、高齢者や障害のある受刑者に対して社会復帰支援指導を実施し、各種福祉制度に関する基礎的知識の習得などを支援します。	川越少年刑務所
3	保護観察所では、矯正施設入所者のうち、高齢者や障害者に対して、矯正施設や地域生活定着支援センター等と連携し、出所後の福祉サービス等の利用に向けた特別調整を行います。	さいたま保護観察所
4	保護観察所では、更生緊急保護対象者等のうち、高齢者や障害者に対して、地方検察庁、少年鑑別所(法務少年支援センター)、更生保護施設、自立準備ホーム、地域生活定着支援センター等と連携し、福祉サービス等の利用に向けた支援を行います。	さいたま保護観察所
5	埼玉弁護士会では、県内の医療観察法病棟で法律相談会を毎月実施し、対象者の抱える社会生活上の諸問題の解消に向けた支援をします。	埼玉弁護士会
6	埼玉弁護士会では、社会復帰の際に医療・福祉的支援を必要とする被疑者・被告人が適切な支援を受けられるよう、担当弁護士と福祉職・専門医が連携して活動する体制を整えます(障がい者当番弁護士制度、医療観察法事例検討会、社会復帰支援研修)。	埼玉弁護士会
(2) 薬物依存を有する者への支援		
1	矯正施設や保護観察所では、薬物依存離脱指導・薬物非行防止指導や薬物再乱用防止プログラムを実施します。	川越少年刑務所 さいたま保護観察所
2	保護観察所では、薬物事犯者の家族に対する家族会を開催し、薬物事犯者への対応方法や再犯防止に向けたアドバイスを行うなど、薬物事犯者の家族を支援します。	さいたま保護観察所
3	少年鑑別所(法務少年支援センター)では、薬物乱用防止のための専門のワークブック等を用いた相談支援を行います。	さいたま少年鑑別所
4	保護観察所は、「薬物依存問題に係る地域連携協議会」を設置し、関係機関及び民間支援団体と連携を図ります。	さいたま保護観察所
5	埼玉弁護士会では、薬物・アルコール等の依存症に関する弁護士の理解を深め、依存症に起因する罪を犯した被疑者・被告人に対して適切な治療等に繋げる働きかけができるよう、ダルク等の自助組織や専門医等と協力して会内研修を実施します。	埼玉弁護士会
3 非行の防止と修学支援の取組		
1	刑事施設では、基礎学力を欠いている受刑者に対し、教科指導を実施します。また、刑事施設のうち指定施設では、高等学校卒業程度認定試験等を実施します。	川越少年刑務所
2	少年院では、高等学校卒業程度認定試験を実施するとともに、在院者のうち希望する者について、在院中の通信制高校への入学及び出院後の継続した学びに向けた調整等を行うことにより、高等学校教育機会の提供についての取組の更なる充実を図ります。	東京矯正管区
2	保護観察所では、学校等との連携を図りながら、復学が見込まれる在学中の少年院在院者への生活環境調整や保護観察対象者への保護観察を行います。	さいたま保護観察所
3	少年鑑別所(法務少年支援センター)では、地域の学校等に在籍する児童生徒の問題行動や発達上の特性について、学校や保護者等からの相談を受けるとともに、学校等と協力して対応します。	さいたま少年鑑別所
4	埼玉弁護士会では、県内の学校からの要請に応じて弁護士を講師として派遣し、「いじめ防止授業」を実施するほか、スクールロイヤーを派遣し、学校を巡るいじめ・虐待・体罰・家庭問題等の諸問題について、教育・福祉・子供の権利等の視点を取り入れつつ、法的観点から学校に助言します。	埼玉弁護士会
5	埼玉県警察とさいたま少年鑑別所、埼玉県教育委員会及びさいたま市教育委員会の間で締結した「少年の健全育成に関する協定」に基づく連携協力のもと、埼玉県内における少年の非行等の問題の未然防止と立ち直り支援の一層の推進を図ります。	さいたま少年鑑別所

		担当機関
<b>4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導のための取組</b>		
1	東京矯正管区では、令和5年12月から導入された「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」の管内刑事施設及び少年院での円滑な実施を進め、被害者等の心情等を配慮した矯正処遇・矯正教育の充実を図ります。	東京矯正管区
2	保護観察所においては、しよく罪指導プログラムの実施や犯罪被害者等の被害の回復・軽減に誠実に努めるよう指導監督することなどにより、犯罪被害者等の思いに応える保護観察処遇を実施します。	さいたま保護観察所
3	少年院では、特定少年に対する青年としての自覚・責任を喚起する指導や社会人としての必要な知識の付与に加え、特殊詐欺等近年の犯罪態様に対応した指導等の充実を図るとともに、性非行少年に対しても、矯正施設在所中から出院後まで一貫性のある効果的な指導の実施を図ります。	東京矯正管区
4	刑事施設では、薬物依存などの特定の事情を有することにより円滑な社会復帰に支障が認められる受刑者を対象に、薬物依存離脱指導、性犯罪再犯防止指導等6種類の特別改善指導を始めとする、その事情の改善に資する改善指導を実施します。	川越少年刑務所
5	保護観察所では、保護観察対象者の特性を犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、その特性に応じた処遇を行うとともに、暴力防止プログラム、性犯罪者再犯防止プログラム、飲酒運転防止プログラムなどの専門的処遇プログラムを実施します。	さいたま保護観察所
6	少年鑑別所(法務少年支援センター)では、家庭裁判所における処分決定や関係機関における効果的な指導に資するよう、鑑別対象者の非行につながる問題点の精査や必要な支援の提案を行います。	さいたま少年鑑別所
7	法務省関係機関では、児童相談所等と連携した児童虐待防止対策を促進する観点から、それぞれが提供し得る資源やノウハウを充実させ、児童相談所等の求めに応じて提供します。	さいたま地方検察庁 川越少年刑務所 さいたま保護観察所 さいたま少年鑑別所
<b>5 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動推進のための取組</b>		
<b>(1) 民間協力者の活動促進</b>		
1	刑事施設及び保護観察所では、再犯防止を支える民間ボランティア等の活動を促進するため、研修等の充実を図るほか、団体間相互で活動情報の共有、連携を図るよう支援します。	川越少年刑務所 さいたま保護観察所
2	保護観察所では、更生保護活動の拠点として地方公共団体等と連携して設置されている更生保護サポートセンターの活動を支援し、保護司の処遇活動の充実や更生保護ボランティアと地域関係機関・団体との連携促進を図ります。	さいたま保護観察所
3	保護観察所では、協力雇用主の開拓とともに、必要に応じて就労継続に必要な生活指導等を行う協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金の支給や刑務所出所者等の身元保証制度の活用を図るとともに、協力雇用主に対する支援を行います。	さいたま保護観察所
4	更生保護ボランティア・団体においては、保護司では犯罪や非行をした人の相談支援や地域における青少年の健全育成に資する啓発活動などに取り組み、更生保護女性会では子育て支援や少年等の更生支援などを行い、BBS会では様々な問題を抱える少年の身近な存在として立ち直りや学習を支援します。	県保護司会連合会 県更生保護女性連盟 県BBS連盟
5	更生保護施設では刑務所出所者等に対する宿泊場所や食事の提供、生活指導等により円滑な社会復帰を支援し、更生保護観察協会では刑務所出所者等の一時保護や更生保護に関する連絡助成を行い、就労支援事業者機構では対象者の就労支援とともに雇用協力事業者の拡大に努めます。	清心寮 県保護観察協会 就労支援事業者機構
6	保護観察所は、保護司候補者を確保するため、地方公共団体等と連携して、地域の保護司適任者に関する情報収集に努めます。また、保護司候補者に対して保護司活動について理解を深めてもらうための機会を提供します。	さいたま保護観察所
<b>(2) 広報・啓発活動の推進</b>		
1	刑事施設では、矯正展を開催し、刑務所作業製品の展示販売、所内見学等を実施するほか、定期的に職業訓練見学会などを行います。	川越少年刑務所
2	東京矯正管区では、広く国民各層に訴える広報媒体を作成し、埼玉県や県内市区町村と連携して、再犯の防止等についての国民の関心を深めるための広報活動を推進するとともに、川越少年刑務所、さいたま少年鑑別所(法務少年支援センター)では、関係機関や地域住民の方の施設参観を受け入れ、矯正施設の業務について説明します。	東京矯正管区 川越少年刑務所 さいたま少年鑑別所
3	地方検察庁、矯正管区、矯正施設、保護観察所では、再犯防止への関心と理解を深めてもらうため、関係機関と連携して「社会を明るくする運動」を推進するとともに、7月の「再犯防止推進月間」において、各種啓発活動を実施します。	さいたま地方検察庁 東京矯正管区 川越少年刑務所 さいたま保護観察所 さいたま少年鑑別所
4	地方検察庁、矯正施設、保護観察所では、学校や地域の関係機関からの依頼に応じ、刑事司法制度に関する法教育や犯罪をした者等の支援に関する研修等を実施します。	さいたま地方検察庁 東京矯正管区 川越少年刑務所 さいたま保護観察所 さいたま少年鑑別所
5	保護観察所は、保護司を始めとする更生保護ボランティアに幅広い世代から多様な人材を迎え入れることができるよう、地域の関係機関等への積極的な広報に努めます。	さいたま保護観察所
6	従来からの広報紙「更生保護さいたま」の年4回編集発行に追加して、埼玉県内の再犯防止に向けた保護司活動や更生保護関係団体の取組を紹介する総合的なウェブサイトを作成します。	県保護司会連合会 県保護観察協会
<b>6 地域における関係機関が連携した取組の推進</b>		
1	保護観察所は、刑執行終了者等に対する「息の長い」支援が確保できるよう、更生保護地域連携拠点事業を通じ、地域支援ネットワーク作り等に取り組みます。	さいたま保護観察所
2	埼玉県更生保護観察協会、清心寮及び埼玉県就労支援事業者機構は、法務省の委託事業である「更生保護地域連携拠点事業」のため令和4年度に共同事業体を結成し、保護観察所からの委託を受け、刑執行終了者等に対する「息の長い」支援を確保するための地域支援ネットワーク作り等に取り組みます。	埼玉県地域連携拠点事業共同体 (就労支援事業者機構、清心寮、県保護観察協会)
3	少年鑑別所(法務少年支援センター)は、地域援助推進協議会を企画・運営し、県内関係機関の連携協力の充実強化に寄与します。	さいたま少年鑑別所
4	少年鑑別所(法務少年支援センター)は、非行や犯罪等を有する子を持つ親についても地域で支援する場を創出します。	さいたま少年鑑別所
5	東京矯正管区管内において、刑務所出所者等の更生支援に携わっている、あるいは興味・関心を抱いている民間事業者等を対象とした関東更生支援ネットワークを構築し、更生支援啓発セミナーを開催する等して、地域社会における多様な機関・団体による支援ネットワークの構築を推進します。	東京矯正管区
6	東京矯正管区では、埼玉県及び県内市区町村における再犯の防止等に関する施策の企画・立案及び評価等に資するよう、依頼に基づいて関連する統計情報の提供を行います。	東京矯正管区

## 4 第2期埼玉県再犯防止推進計画策定委員会

### (1) 委員名簿（敬称略）

区分	団体名	役職等	氏名
国機関	さいたま地方検察庁	検事	村澤 文子
	さいたま保護観察所	次長	西村 朋子
	川越少年刑務所	調査官	村上 儀浩
	さいたま少年鑑別所 (さいたま法務少年支援センター)	地域非行防止調整官	熊谷 渉
	東京矯正管区	更生支援企画課長	大園 雄介
関係団体	埼玉県保護司会連合会	会長	安齋 彰
	埼玉県更生保護女性連盟	会長	青木 照子
	更生保護法人埼玉県更生保護観察協会	理事長	小川 秀樹
	更生保護法人清心寮	理事長	清水 義恵
	特定非営利活動法人 埼玉県就労支援事業者機構	会長	加藤 英一
	埼玉県BBS連盟	副会長	鎌田 真莉
	埼玉県地域生活定着支援センター	所長	吉田 拓人
	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会	生活支援課長	金子 真由美
	埼玉労働局	職業安定部長	溝口 悦子
	埼玉弁護士会	弁護士	吉廣 慶子
学識経験者	獨協大学	名誉教授	安部 哲夫

### (2) 計画検討過程

日程	内容
令和5年10月20日	第1回第2期埼玉県再犯防止推進計画策定委員会
令和5年11月22日	埼玉県社会福祉審議会
令和6年1月5日～ 2月5日	県民コメントの実施
令和6年2月22日	第2回第2期埼玉県再犯防止推進計画策定委員会

## 5 用語集

	用語・施設等	説明
あ	あんしん賃貸住まいサポート店	家賃等を適正に支払い、地域社会の中で自立した日常生活を営むことのできる、高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯の入居支援を行う仲介業者。
い	入口支援	刑事司法の入口の段階（矯正施設に入所するに至る前の段階）で、高齢又は障害のある被疑者等の福祉的支援を必要とする者に対して、検察庁、保護観察所、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組。
	医療観察	心神喪失又は心神耗弱の状態（精神障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態）で、重大な他害行為（殺人、放火、強盗、不同意性交、不同意わいせつ、傷害）を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的とした制度。
	医療観察法病棟	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）に規定する入院による医療の決定を受けた人に対して専門的な医療の提供をする厚生労働大臣が指定した医療機関。
か	改善指導	受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるために行う指導。一般改善指導及び特別改善指導がある。 （一般改善指導） 講話、体育、行事、面接、相談助言その他の方法により、[1]被害者等の心情を理解させ、罪障感を養うこと、[2]規則正しい生活習慣や健全なものの見方や考え方を付与し、心身の健康を増進させること、[3]生活設計や社会復帰への心構えを持たせ、社会適応に必要なスキルを身に付けさせること等を行って行う指導。 （特別改善指導） 薬物依存や暴力団員であるなどの事情により、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その事情の改善に資するよう特に配慮した指導。特別改善指導には、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導及び就労支援指導がある。
	家庭機能不全	家庭内に身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト等が存在し備わべき機能が働いていないこと。
	家庭裁判所	夫婦関係や親子関係などの紛争について話し合う調停と、これらの紛争に関する訴訟や審判を行い、また、非行のある少年の事件について審判を行う裁判所。
き	帰住先	刑事施設、少年院に収容されている者が、出所・出院後、一定期間生活をしていく場所。親族・知人宅のほか、就労先の寮、更生保護施設や自立準備ホーム、グループホーム等の社会福祉施設などがある。
	起訴（公訴の提起）	検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求め意思表示を内容とする訴訟行為。
	起訴猶予	犯罪事実が明白な場合において、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の情況により訴追を必要としないときに検察官が行う不起訴処分。
	虐待禁止条例（埼玉県虐待禁止条例）	児童、高齢者及び障害者に対する虐待の禁止並びに虐待の予防及び早期発見その他の虐待の防止等に関し、基本理念を定め、県及び養護者の責務並びに関係団体及び県民の役割を明らかにするとともに、虐待の防止等に関する施策についての基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって児童等の権利利益の擁護に資することを目的とした条例。
	矯正施設	刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘留所）、少年院、少年鑑別所のこと。 なお、婦人補導院は、令和4年法律第52号「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」附則第10条により、令和6年4月1日廃止となる。
	居住支援法人	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、家賃債務の保証、円滑な入居の促進に関する情報の提供・相談、その他の援助などを実施する法人。
	協力雇用主	保護観察所において登録し、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主。
	禁錮	刑事施設に拘留する刑罰であり、無期と有期がある。刑務作業が科せられない点が懲役と異なる。 令和4年6月17日公布の「刑法等の一部を改正する法律」施行後は、懲役と禁錮は拘禁刑へ一本化される。
け	警察少年サポートセンター（埼玉県警察少年サポートセンター）	少年の非行防止、健全育成を図るため、非行防止教室、立ち直り支援活動、少年相談活動等の総合的な対策を実施している機関。
	刑事施設	①懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘留される者、②刑事訴訟法の規定により逮捕された者であって、留置される者、③刑事訴訟法の規定により勾留される者、④死刑の言渡しを受けて拘留される者、⑤①ないし④のほか、法令の規定により刑事施設に収容すべきこととされる者及び収容することができることとされる者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行う施設をいい、個々の刑事施設は、刑務所、少年刑務所、医療刑務所及び拘留所と呼ばれる。 令和4年6月17日公布の「刑法等の一部を改正する法律」施行後は、「①懲役、禁錮」が「①拘禁刑」となる。
	刑事弁護シェルター	埼玉弁護士会が制定する社会復帰支援委託援助制度に基づいた、釈放後の帰住先がない被疑者・被告人に対して、釈放後一定期間生活できる場所。
	刑法犯	殺人、強盗、窃盗など「刑法」等の法律に規定する犯罪。
	刑法犯少年	刑法等に規定する罪（交通関係を除く。）を犯した少年。
	刑務作業	刑法に規定された懲役刑を執行する場として、刑事施設に拘留して所定の作業を行わせるとともに、改善更生及び円滑な社会復帰を図るための重要な受刑者処遇の一つ。 令和4年6月17日公布の「刑法等の一部を改正する法律」施行後は、拘禁刑に処せられた者に対して、改善更生及び円滑な社会復帰を図るため必要と認められる場合に行わせる、重要な受刑者処遇の一つに位置付けられる。
	刑務所：少年刑務所	主として受刑者を収容し、処遇を行う施設。
	刑務所出所者等就労奨励金	保護観察の対象となった人などを雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う事業主に対して支払う奨励金。
	刑務所出所者等総合的就労支援対策	厚生労働省及び法務省が実施している、刑務所出所者等の就労の確保のための対策。
	検挙件数	警察において、事件を送致・送付又は微罪処分にした件数。
	検挙率	認知件数に対する検挙件数の割合を百分比で表したもの。
	検察庁	検察官の行う事務を統括するところ。 検察官は、刑事事件について、捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を持っているほか、公益の代表者として民法等各種の法律により数多くの権限が与えられている。 検察事務官は、検察官を補佐し、又はその指揮を受けて捜査・公判活動に携わる。

	用語・施設等	説明
こ	公共職業安定所	地域の総合雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施する機関。民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を支援するセーフティネットとしての役割を担う。
	拘禁刑	受刑者の特性に応じて、作業や指導を柔軟に組み合わせた処遇を行えるようにするために、創設される自由刑。 令和4年6月17日公布の「刑法等の一部を改正する法律」の施行により創設される。
	更生保護	犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯や再非行を防ぎ、地域社会の理解・協力を得て、自立し改善更生することを助けることにより、安全・安心な地域社会を作る活動。
	更生保護観察協会(埼玉県更生保護観察協会)	更生保護事業法に規定する通所・訪問型保護事業(旧:一時保護事業)及び地域連携・助成事業(旧:連絡助成事業)を営む更生保護法人の通称。 令和4年6月17日公布の「刑法等の一部を改正する法律」の施行により更生保護事業法の一部改正が行われ、事業名が変更される。
	更生保護サポートセンター	保護司や保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。その多くは保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用して開設しており、ここでは、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐して、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っている。また、保護司を始めとする更生保護ボランティアの会合や更生保護活動に関する情報提供の場としても活用されている。
	更生緊急保護	刑事上の手続又は保護処分による身柄の拘束を解かれた人のうち、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関等からの保護を受けることができない場合などに、原則として6か月、例外的にさらに1年6か月を超えない範囲において、本人からの申出により、保護観察所が、緊急的に、必要な援助や保護の措置を実施することにより、速やかな改善更生を図るもの。 令和4年6月17日公布の「刑法等の一部を改正する法律」の施行により更生保護法の一部改正が行われる。
	更生保護施設	法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等によって運営され、刑務所出所者等のうち頼るべき人がいないなどの理由で、帰るべき場所がない人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設。専門の職員が、就労指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、円滑な社会復帰を支援する。
	更生保護就労支援事業	就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が、保護観察所から委託を受けて、刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な人に対し、関係機関等と協力して継続的かつきめ細やかな支援を行う事業。
	更生保護女性会	地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。
	更生保護地域連携拠点事業	刑務所出所者等に対する地域での支援体制(「息の長い支援」)を確保するため、保護観察所から委託を受けた民間の事業者が、地域支援コーディネーターを配置し、地域支援体制整備業務(支援団体による地域支援ネットワークの構築等)及び支援者支援業務(支援団体からの支援活動に関する相談への対応等)を実施するもの。
	更生保護法人	更生保護事業法第2条第6項に定める法人で、更生保護施設の運営など更生保護事業を営むことを目的とする団体が、更生保護事業法の規定に基づき、法務大臣の認可を受けて設立する法人。
	子どもスマイルネット	子供(原則18歳未満)に関わる様々な悩みについて、電話相談を受ける埼玉県の窓口で、電話相談員や子どもの権利擁護委員会の委員・調査専門員が相談に乗る。
	コレワーク関東	刑務所・少年院に入所している者と事業主をつなぐ支援をする法務省の機関。刑務所出所者等の雇用を検討している事業主に対し、雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設を紹介する雇用情報提供サービス、矯正施設での採用手続きを幅広くサポートする採用手続支援サービス、各種支援制度の窓口のご案内や矯正施設の見学会等をご案内する就労支援相談窓口サービス等を提供する。
さ	埼玉学園	児童福祉法第44条に規定されている児童自立支援施設。 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童、及び家庭環境その他の環境上により生活指導を要する児童を入園させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退園した者について相談その他の援助を行うことが目的とする施設。
	再犯者率	検挙等された者の中に、過去にも検挙等された者がどの程度いるのかを表したもの。
	再犯防止推進月間	国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるための啓発月間のことであり、毎年7月とされている。(再犯防止推進法第6条)
	再犯率	検挙等された者が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるのかを表したもの。
	再入者	受刑のために刑事施設に入所するのが2回以上の者。
	再入率(出所受刑者の再入率)	各年の出所受刑者のうち、出所後の犯罪により、受刑のため刑事施設に再入所した者の比率。
	し	自主防犯活動団体
執行猶予		刑の執行猶予には、刑の全部の執行猶予と刑の一部の執行猶予がある。 刑の全部の執行猶予とは、有罪判決をして刑を言い渡すに当たって、情状により、その全部の執行を一定期間猶予し、その期間を無事経過したときは刑の言渡しを失効させる制度である。 刑の一部の執行猶予とは、有罪判決をして刑を言い渡すに当たって、情状により、その刑のうち一定期間を執行して施設内処遇を行った上、残りの期間については執行を猶予し、その期間を無事経過したときはその刑は、実刑部分の期間を刑期とする刑に軽減される制度である。
実刑		執行猶予が付されず、実際に執行を受ける刑罰。特に自由刑。
児童相談所		県の相談機関として子供についての様々な相談に応じ、それぞれの問題解決に必要な指導援助を提供する施設。相談と指導には、児童福祉司(ケースワーカー)・児童心理司・医師(精神科医・小児科の嘱託医)などの専門の職員があたる。
社会福祉士		社会福祉法に基づく国家資格であり、専門的知識及び技術をもって、身体的・精神的障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者。
社会復帰支援委託援助制度		帰住先のない被疑者・被告人を対象に、釈放後の一時的な居場所を提供し、入所中に社会福祉士等の専門職と弁護人の協働によって、当事者の自立の意思を尊重した、安定した生活場所、必要に応じた福祉的支援の連携を確保することで、当事者の社会復帰を支援する制度で埼玉弁護士会が制定した。
社会復帰支援指導		刑事施設で行われる高齢又は障害を有する受刑者の円滑な社会復帰を図るためのプログラム。基本的動作能力・体力の維持・向上のための健康運動指導や各種福祉制度に関する基礎的知識の習得を図るための指導などが含まれている。

	用語・施設等	説明
し	社会を明るくする運動	全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。
	重層的支援体制整備事業	市町村における包括的な支援体制の構築を実現するための施策(任意事業)として、令和3年4月に創設された。市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「Ⅰ 相談支援(包括的な相談支援)」「Ⅱ 参加支援」「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するもの。
	住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)	住生活基本法の基本理念にのっとり、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、国土交通大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度等について定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とした法律。
	就労支援事業者機構(埼玉県就労支援事業者機構)	犯罪をした人等の就労の確保は、一部の善意の篤志家だけでなく、経済界全体の協力と支援により成し遂げられるべきとの趣旨に基づいて設立され、事業者の立場から安全安心な社会づくりに貢献する活動を行う特定非営利活動法人。
	受刑者	懲役・禁錮・拘留の刑の執行のため刑事施設に拘留されている者。 令和4年6月17日公布の「刑法等の一部を改正する法律」施行後は、「懲役・禁錮」が「拘禁刑」となる。
	出所者	刑事施設を出所した者。
	障害者就労・生活支援センター	就職を希望している障害者や職場定着が困難な方を対象に、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、「就業面」と「生活面」の一体的な相談・支援を行っている施設。
	少年院	家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設。
	少年鑑別所(さいたま少年鑑別所)	(1)家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、(2)観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと、(3)地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設。
	少年警察ボランティア	少年指導委員、少年の社会参加活動推進委員、嘱託少年柔道剣道教室指導者、少年非行防止学生ボランティア(ピアーズ)等で構成されている。警察と協働した街頭補導、キャンペーン、非行防止教室、風俗営業所等への立入り、立ち直り支援活動、柔道、剣道、野球等のスポーツ活動、環境美化、福祉施設訪問等の社会奉仕活動等の各種少年非行防止活動を実施している。
自立準備ホーム	更生保護施設以外のあらかじめ保護観察所に登録された民間法人・団体等が、保護観察所の委託を受けて供与を行う一時的な宿泊場所。職員が毎日入所者と接触し、日常生活の支援や自立に向けた支援を実施する。	
す	スクールロイヤー	学校内で起こるいじめや体罰、保護者とのトラブル等の様々な問題を法的に解決する弁護士。
	ストーカー行為等の規制等に関する法律	ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とした法律。
せ	生活環境調整	受刑者等の出所後の帰住予定地を管轄する保護観察所の保護観察官や保護司が引受人等と面接するなどして、帰住予定地の状況を調査し、住居、就労先等が改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境となるよう調整するもの。調整結果に基づき、仮釈放等審理が行われるほか、受刑者等の仮釈放後の保護観察が行われる。
	生活困窮者自立支援制度	近年の生活保護受給者の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した方が再び生活保護に頼ることのないようにすることを目的とした制度。
	青少年の非行・被害防止特別強調月間	少年の非行・被害の防止について国民の理解を深め、関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携して、有害環境への適切な対応等における広報啓発活動などの取組を集中的に実施する期間。
	精神保健福祉センター(埼玉県精神保健福祉センター)	県民の方々のこころの健康の保持・向上、並びに精神障害者の社会復帰の支援を図る総合的な施設。精神保健福祉に関する相談、啓発普及事業、自立訓練施設・精神科デイケアの運営及び精神科救急情報センターの運営などを行っている。
	セーフティネット住宅	高齢者、低所得者、障害者、被災者、子育て世帯、更生保護対象者等の住宅の確保に配慮を要する者(住宅確保要配慮者※)に対して、その入居を拒まない住宅として登録された住宅。 ※住宅確保要配慮者の範囲は登録された住宅によって異なる。
	前科者(ぜんかしや)	有罪の確定判決を受けた者。
	専門的処遇プログラム	特定の犯罪傾向(性犯罪・薬物依存・暴力傾向・飲酒運転)を改善するためのプログラム。
	そ	ソーシャル・ファーム
た	ダルク	Drug Addiction Rehabilitation Center の略で、薬物依存症者の回復支援のために作られた民間施設。

	用語・施設等	説明
ち	地域生活定着支援センター	高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉等の関係機関等と連携・協働しつつ、身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。
	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるように、高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関。介護予防サービスの相談など高齢者に関する様々な相談を受け、必要なサービスにつないだり、権利や安全を守る制度の案内などをとする施設。
	地域若者サポートステーション	働くことに悩みを抱えている15歳～49歳までの者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う施設。厚生労働省が認定した全国の若者支援の実績やノウハウのあるNPO法人、株式会社などが実施している。
	懲役	刑事施設に拘留して所定の作業(刑務作業)を行わせる刑罰。無期と有期がある。 令和4年6月17日公布の「刑法等の一部を改正する法律」施行後は、懲役と禁錮は拘禁刑へ一本化される。
と	特別調整	高齢又は障害のある入所者等であって、かつ、適当な帰住予定地が確保されていない者を対象として、帰住先の確保やその他必要な生活環境の整備を行うこと。
に	認知件数	警察において発生を認知した事件の数。
ひ	被疑者	犯罪を犯したことの嫌疑を受けて捜査の対象となっている者であって、いまだ起訴されていない者。
	非行	青少年の、反社会的な行為。法律違反及びその潜在的可能性をもつ行動。
	被告人	刑事事件に関して起訴され、その裁判がまだ確定していない者。
	BBS会	Big Brothers and Sisters の略称で、非行少年等の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体。
ふ	不起訴	検察官が特定の事件について起訴しない意思決定をし、これを外部的に明らかにすること。
ほ	暴力追放・薬物乱用防止センター(埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター)	暴力団等、反社会的勢力らが絡むトラブルや薬物に関する困りごとの相談を受け付けている施設。 必要に応じ、埼玉県警察や埼玉弁護士会の民事介入暴力事案専門の弁護士と連携して、問題への対応策を講じる。
	保健所(県管轄)	地域保健に関する広域的・専門的拠点となる施設。
	保護観察	犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中でその健全な一員として更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。
	保護観察所	更生保護及び医療観察の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、精神保健観察、犯罪被害者等施策の事務を行う法務省所管の機関で、各地方裁判所の管轄区域ごとに全国50か所に設置されている。
	保護司	国家公務員である保護観察官と協働して犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティア。地域の事情等をよく理解しているという特性を生かし、保護観察対象者と面接して助言や指導をしたり、刑事施設入所者や、少年院在院者の帰住先の生活環境の調整を行うほか、地域の犯罪予防活動にも取り組んでいる。
	補導	非行をした、又は非行をする疑いのある少年に対して、警察が必要かつ適切な活動をした全ての行為。
ま	万引き防止官民合同会議	警察、行政、関係団体、事業者等が「万引きは犯罪である。万引きは絶対許さない。」という意思の下、官民の垣根を越えた総合的な万引き防止対策を推進する会議。
や	薬物依存症	精神障害のひとつで、麻薬・覚醒剤・大麻などの依存性のある薬物を使い続けているうちに心身に異変が生じ、薬物を使いたいという気持ち(渴望)が強くなりすぎて、自分ではコントロールできなくなり、現実にはいろいろと不都合が生じているにもかかわらず薬物を使い続けてしまう障害。
	薬物事犯	統計上は、麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法、大麻取締法、あへん法及び麻薬特例法(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律)に違反する犯罪を指すが、広義では毒物及び劇物取締法違反、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条の15に規定する「指定薬物」に関する犯罪を含む。
	薬物乱用	医薬品を医療目的以外に使用すること、又は医療目的にない薬物を不正に使用すること。

埼玉県福祉部社会福祉課

総務・社会福祉担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

TEL: 048-830-3221

E-mail: a3270-10@pref.saitama.lg.jp

